

**第3期四万十町子ども・子育て
支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】**

**令和7年3月
高知県 四万十町**

ごあいさつ

本町では、子どもを育成するための施策や安心して子どもを産み育てる環境づくりへの取組みとして、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「四万十町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所等の運営や放課後児童対策など様々な子育て支援事業の提供体制を整備してきました。

しかしながら近年では、急速な出生率の低下による少子高齢化が進む一方、低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭状況は変化しています。

本町において『まちの将来を担う人を育むまち』を目指していくためには、地域の子どもや子育て世帯が抱える課題を把握し、地域に暮らす住民・行政・事業者が積極的に関わりを持ち、それぞれの役割を果たしながら互いに協力して取り組み、次代を担う四万十の宝である子どもたちや子育て家庭に対する様々な支援を確保していくことが必要です。

今回、第2期計画の満了を迎え、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子どもたちの健やかな成長と子育てを支え、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるよう総合的に子育て支援を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます、巻頭のごあいさつといたします。

令和7年3月

四万十町長 中尾 博憲



目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間.....	2
4 計画策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 人口・世帯	5
2 就労、婚姻の状況	9
3 アンケート調査結果の概要.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 本町の目指す姿	21
2 基本目標.....	21
3 施策体系図.....	22
第4章 子育てに関する施策の展開	23
基本目標1 子どもを支える地域づくり.....	23
基本目標2 安心して生み育てることのできる環境づくり.....	26
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進	29
基本目標4 配慮が必要な家庭や児童への支援.....	31
基本目標5 安心して暮らすことのできる地域づくり	34
第5章 子ども・子育て支援事業の展開.....	37
1 子ども・子育て支援制度における事業の全体像	37
2 教育・保育事業等の提供区域	38
3 子ども・子育て支援制度の対象（小学生以下）児童人口推計	40
4 子ども・子育て支援制度における保育の必要性	41
5 教育・保育事業の二歳量の見込み及び確保方策	42
6 地域子ども・子育て支援事業の二歳量の見込み及び確保方策	45
7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	57

第6章 計画の実現のために	59
1 計画の周知	59
2 関係機関との連携・協働	59
3 計画の評価と進行管理	59
資 料 編	61
1 四万十町子ども・子育て会議設置条例	61
2 四万十町子ども・子育て会議委員名簿	63
3 子育て支援事業の実績値	64



第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、少子化対策として多様な方針や取組を発表・実行し、市町村もそれに基づき、様々な取組が進められてきました。

本町においても、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、新たな子育て支援の仕組みとなる子ども・子育て支援新制度が平成27年度から導入され、「第1期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」といいます。）を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

しかし、少子化の進行に歯止めがかかることはなく、わが国の合計特殊出生率（女性が一生のうちに出産する子どもの数）は、令和5年には1.2と統計を取り始めて以降最も低い数値となりました。人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回り、少子化の進行は危機的な状況となっています。

少子化の要因として、家計の不安や女性の社会進出、共働き世帯の増加が挙げられる一方で、仕事と子育ての両立の難しさなども考えられています。女性の社会進出に伴って保育ニーズは増加し、共働き家庭の増加による子育てと仕事の両立の問題が起こり、核家族化、地域とのつながりが希薄化していくなど、子育てを取り巻く環境は厳しくなっています。さらに、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもの権利を脅かす問題も注目されています。

このような状況に対応すべく、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には「こども基本法」施行、こども家庭庁創設、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。

本町では、平成27年3月に「第1期計画」、令和2年3月に「第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」といいます。）を策定し、教育・保育の量及び質の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を図ってきました。本町においても少子化や女性の社会進出により、就学前児童の保育ニーズや、小学生児童の放課後の居場所づくりが求められています。

「第2期計画」の計画期間満了に伴い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体として、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応すべく、「第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。



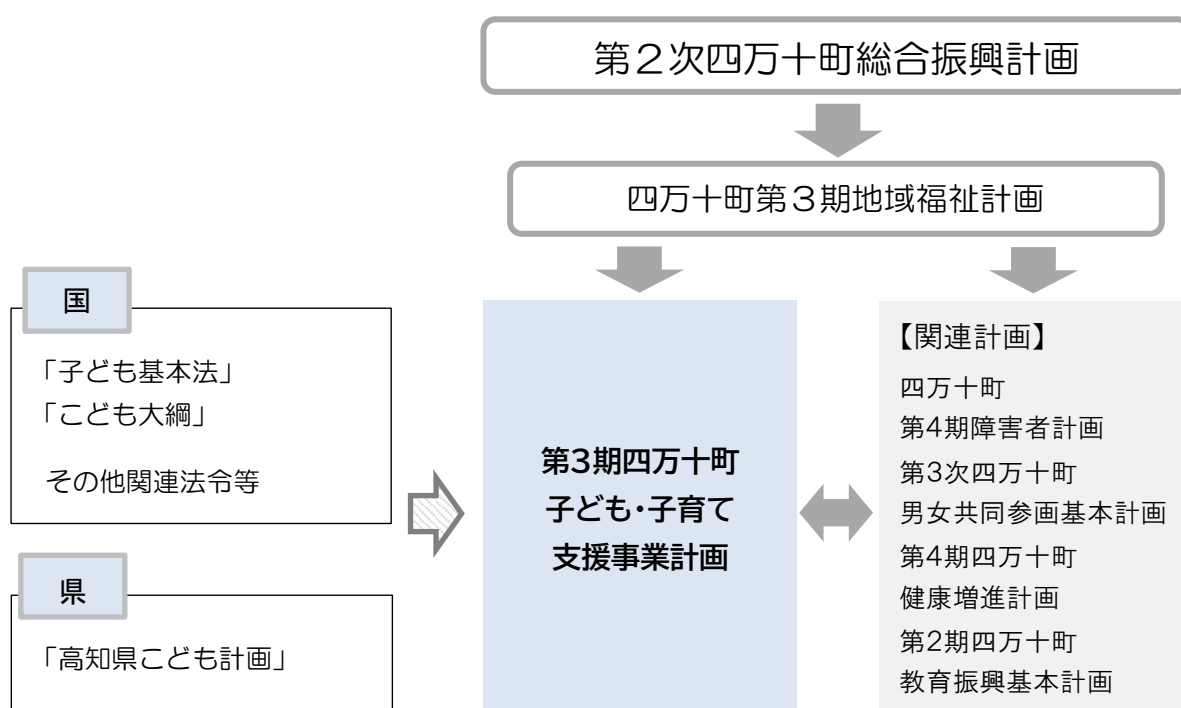


2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「第2次四万十町総合振興計画」、「四万十町第3期地域福祉計画」を上位計画として、他の関連計画と整合性を保ちながら、かけがえのない子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

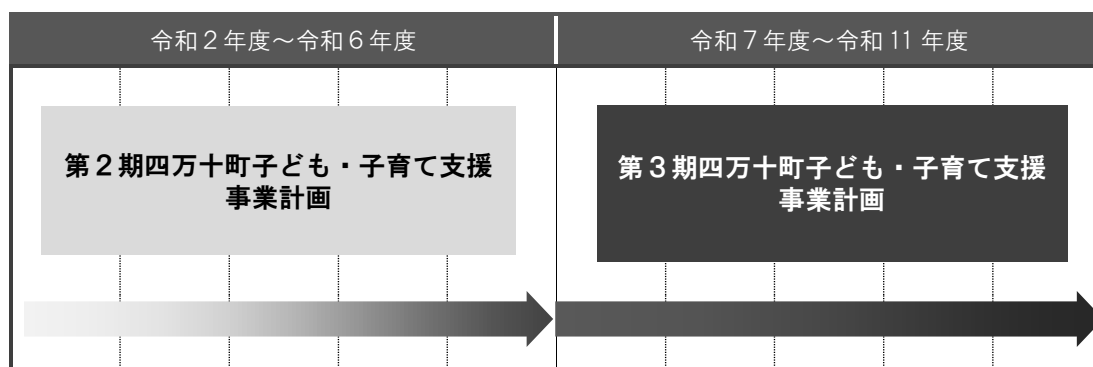
■ 計画の位置付け



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■ 計画期間



4 計画策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、四万十町における教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する必要があるため、町民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」についての調査を実施しました。

【調査の実施概要】

対象者	令和6年1月1日現在、町内に在住する 就学前児童（0～5歳）及び小学校1年生から6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
実施方法	○就学前調査：保育所を通しての配布回収 （一部、未就園児童については郵送配布・回収） ○小学生調査：学校での配布・回収
実施期間	令和6年2月28日～令和6年3月15日

調査の種類	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童	373件	296件	79.4%
小学生	455件	373件	82.0%

(2) 四万十町子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「四万十町子ども・子育て会議」において、計4回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間	令和7年1月17日～令和7年2月6日
意見提出数	0件

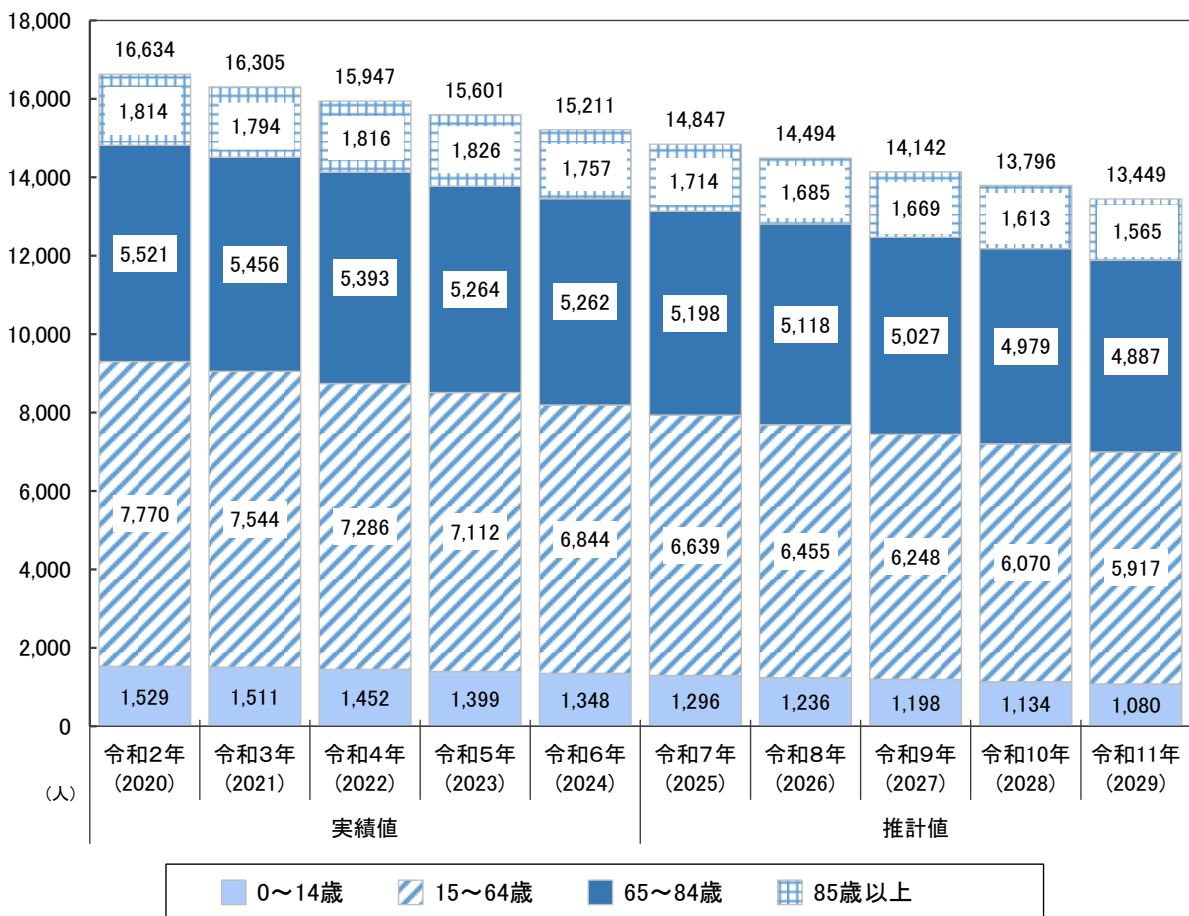
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口推移・推計

本町の総人口は減少が続き、令和2年(2020年)の16,634人から令和6年(2024年)には15,211人と1,423人減少しており、令和11年(2029年)では13,449人まで減少していく見込みとなっています。

■ 人口推移・推計



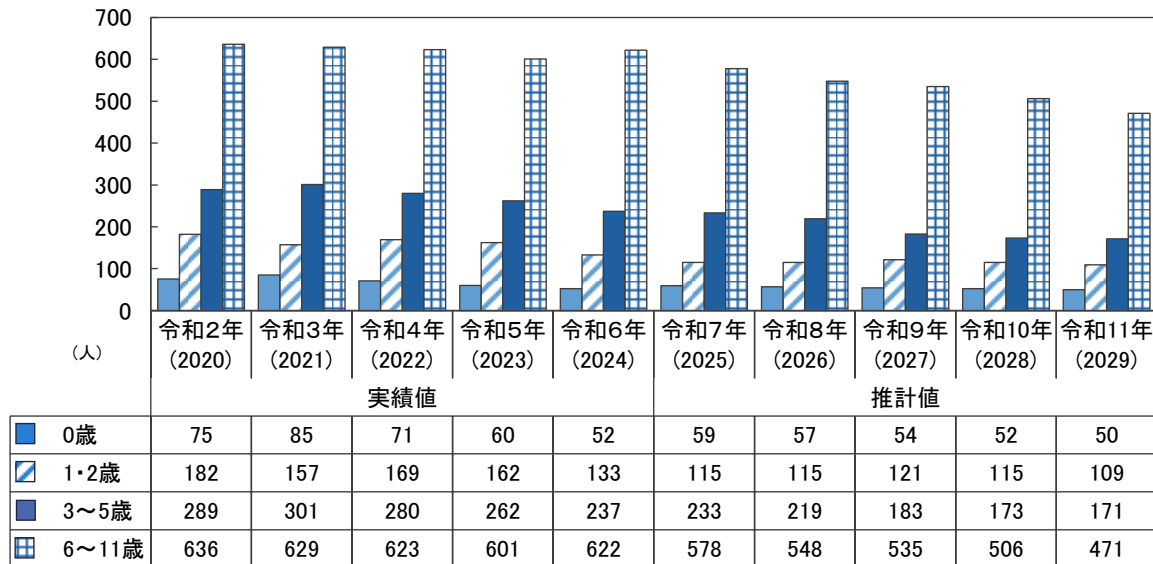
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値はコーホート変化率法による推計



(2) 子ども人口の推移・推計

子ども人口も減少傾向が続くことが見込まれ、0～11歳の人口は本計画の計画期間の開始年である令和7年（2025年）においては1,000人を下回り、最終年である令和11年（2029年）には801人になると見込まれます。

■ 子ども人口の推移・推計



単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0～11歳	1,182	1,172	1,143	1,085	1,044	985	939	893	846	801
0歳	75	85	71	60	52	59	57	54	52	50
1歳	74	82	89	73	62	54	62	60	56	54
2歳	108	75	80	89	71	61	53	61	59	55
3歳	94	112	73	76	89	71	61	53	61	59
4歳	94	93	112	75	74	88	70	60	52	60
5歳	101	96	95	111	74	74	88	70	60	52
0～5歳	546	543	520	484	422	407	391	358	340	330
6歳	107	100	100	95	113	74	74	88	70	60
7歳	114	106	100	101	94	113	74	74	88	70
8歳	88	113	106	99	99	93	112	73	73	87
9歳	116	88	113	104	99	98	92	111	72	72
10歳	105	117	89	113	102	99	98	92	111	72
11歳	106	105	115	89	115	101	98	97	92	110
6～11歳	636	629	623	601	622	578	548	535	506	471

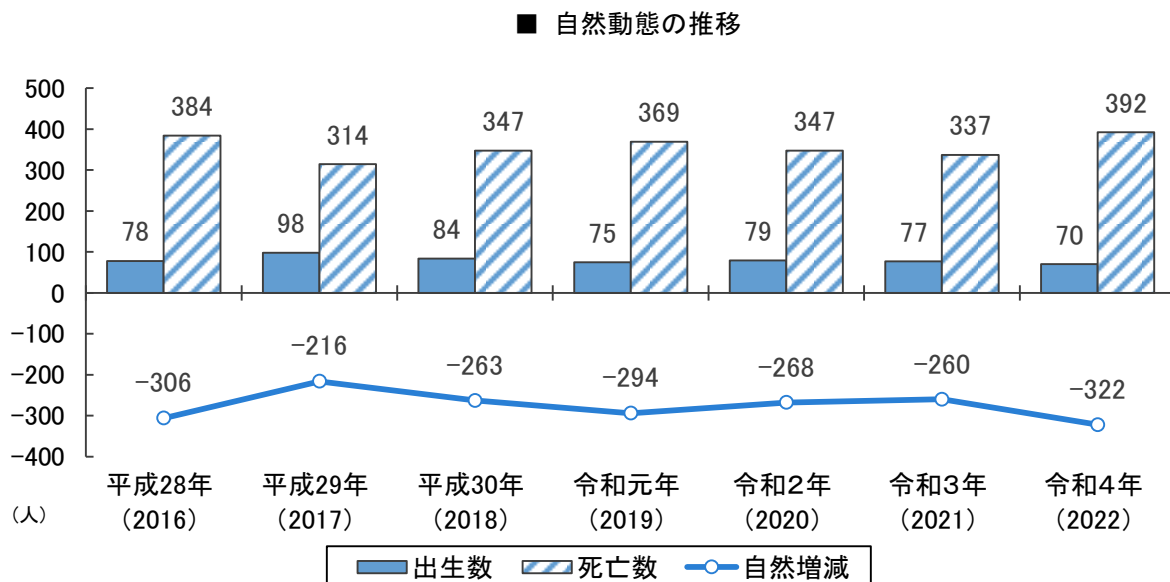
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値はコーホート変化率法による推計



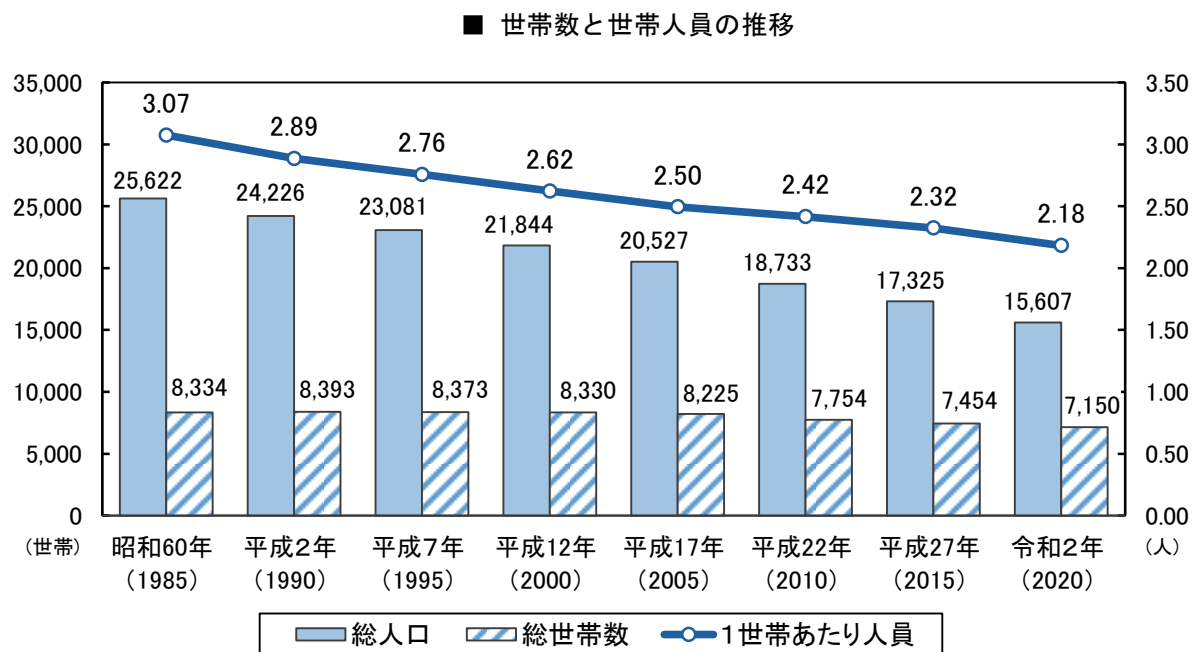
(3) 自然動態の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均280人程度の自然減、出生数の直近5年間の平均は77人となっています。



(4) 世帯数と世帯人員の推移

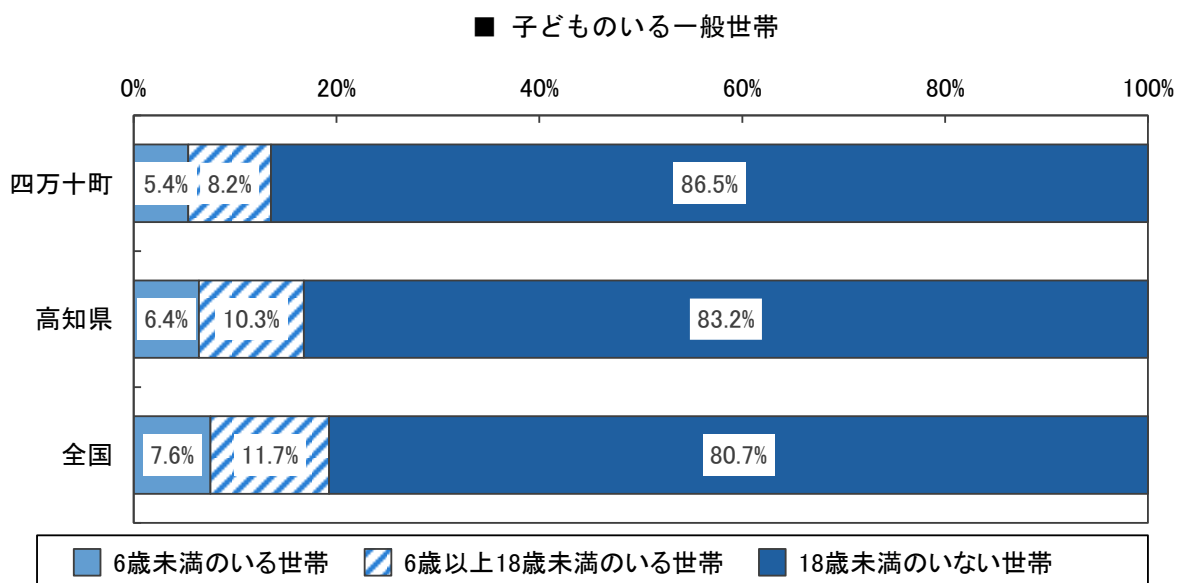
総世帯数※、1世帯あたり人員（平均世帯人員）ともに減少しており、令和2年（2020年）では7,150世帯、2.18人／世帯となっています。





（５）子どものいる一般世帯

本町の一般世帯※のうち、６歳未満児のいる世帯は384世帯（5.4%）、６歳以上18歳未満の児童のいる世帯は582世帯（8.2%）で、全国平均や県平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。



	一般世帯数	6歳未満の いる世帯	6歳以上18歳未満 のいる世帯	18歳未満の いない世帯
四万十町	7,130世帯	384世帯 5.4%	582世帯 8.2%	6,164世帯 86.5%
高知県	314,330世帯	20,262世帯 6.4%	32,459世帯 10.3%	261,609世帯 83.2%
全国	55,704,949世帯	4,224,286世帯 7.6%	6,509,439世帯 11.7%	44,971,224世帯 80.7%

資料：令和２年度国勢調査

※一般世帯：施設等の居住者を除く全ての世帯

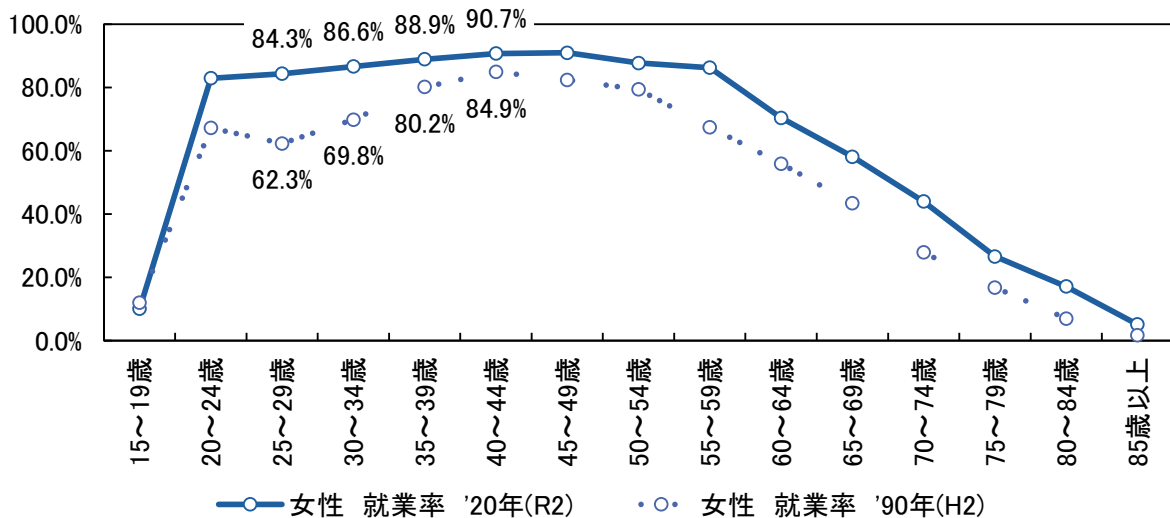


2 就労、婚姻の状況

(1) 女性の就業率

女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）を見ると、平成2年（1990年）時点では25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に離職し）就業率が低下するいわゆる「M字曲線」状の就業率となっていました。令和2年（2020年）では、ほぼすべての年齢区分において働く女性の割合が増えており、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線が見られなくなっています。

■ 女性の就業率比較（令和2年（2020年）、平成2年（1990年））

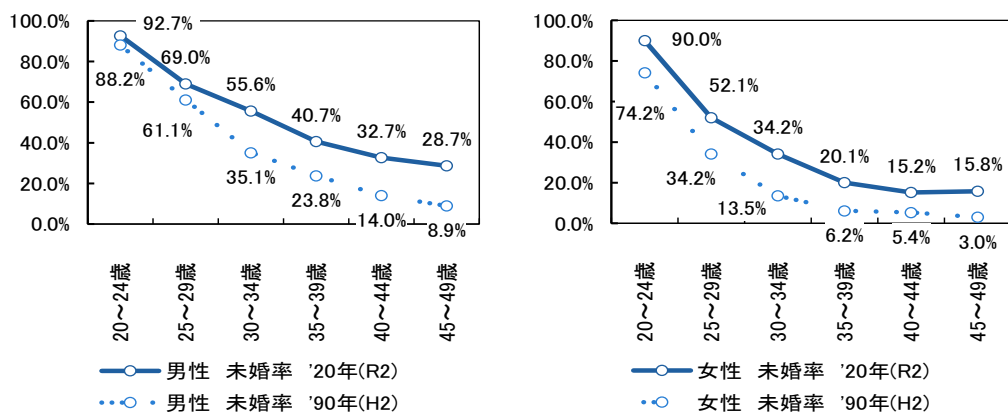


資料：国勢調査

(2) 性年齢区分別の未婚率の推移

性年齢区分別の未婚率について、平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比較すると、いずれの区分においても未婚率が増加しており、特に男性の方が女性と比べて未婚率が高くなっています。

■ 性年齢区分別の未婚率比較（令和2年（2020年）、平成2年（1990年））



資料：国勢調査



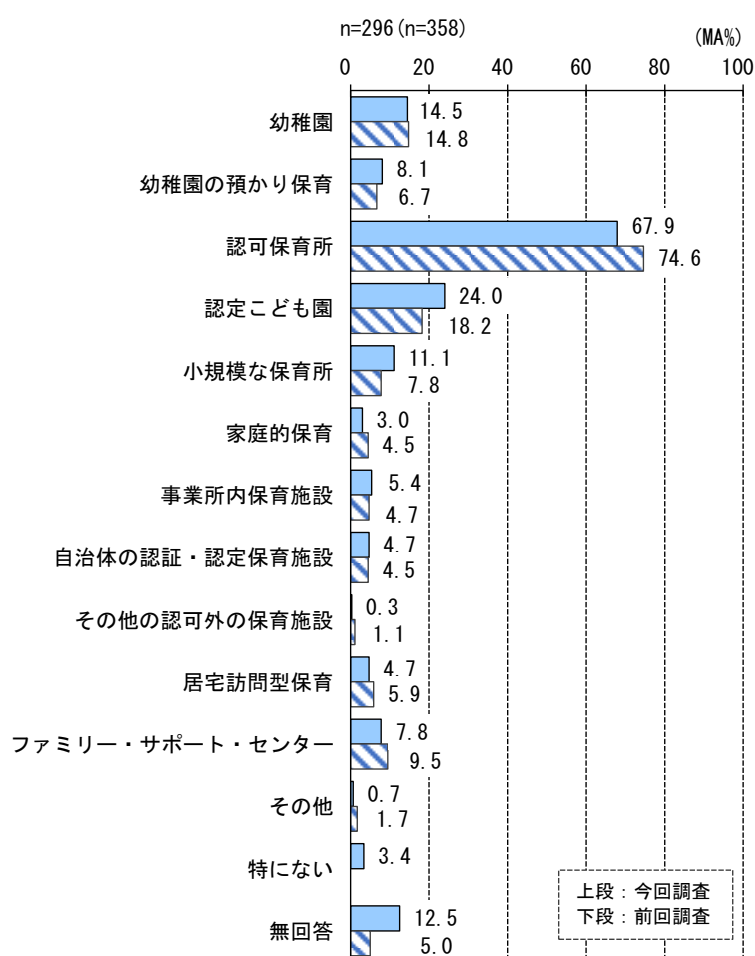
3 アンケート調査結果の概要

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

平日に定期的にご利用したいと考える事業については、「認可保育所」が67.9%（前回調査時74.6%）と最も多く、次いで、「認定こども園」が24.0%（同18.2%）、「幼稚園」が14.5%（同14.8%）となっています。

前回調査時と比較すると、「認可保育所」が6.7ポイント減少し、「認定こども園」が5.8ポイント増加しています。

■ 平日に定期的にご利用したいと考える事業

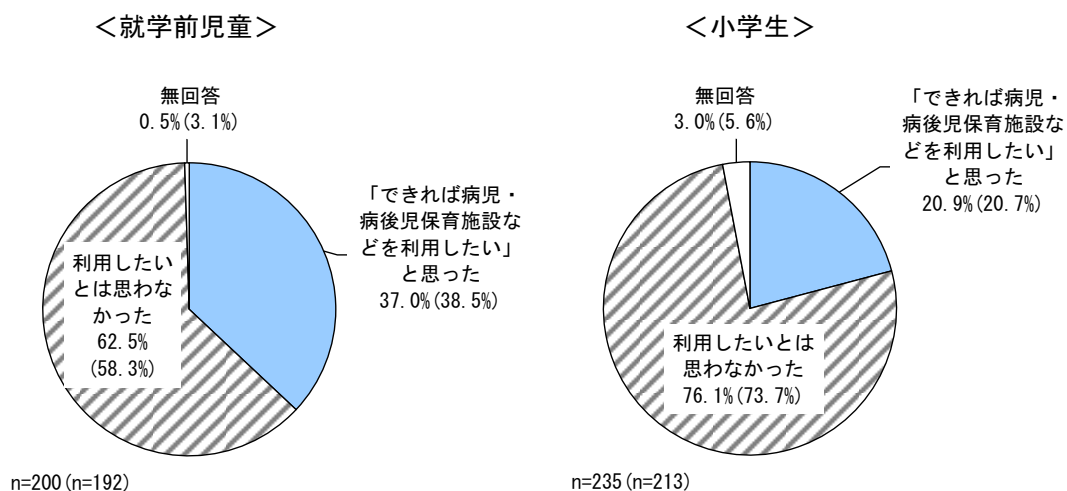


（２）病児・病後児保育施設の利用希望

病児・病後児保育施設の利用希望について、就学前児童では「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が37.0%（前回調査時38.5%）、「利用したいとは思わなかった」が62.5%（同58.3%）となっています。

小学生では、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が20.9%（同20.7%）、「利用したいとは思わなかった」が76.1%（同73.7%）となっています。

■ 病児・病後児保育施設の利用希望

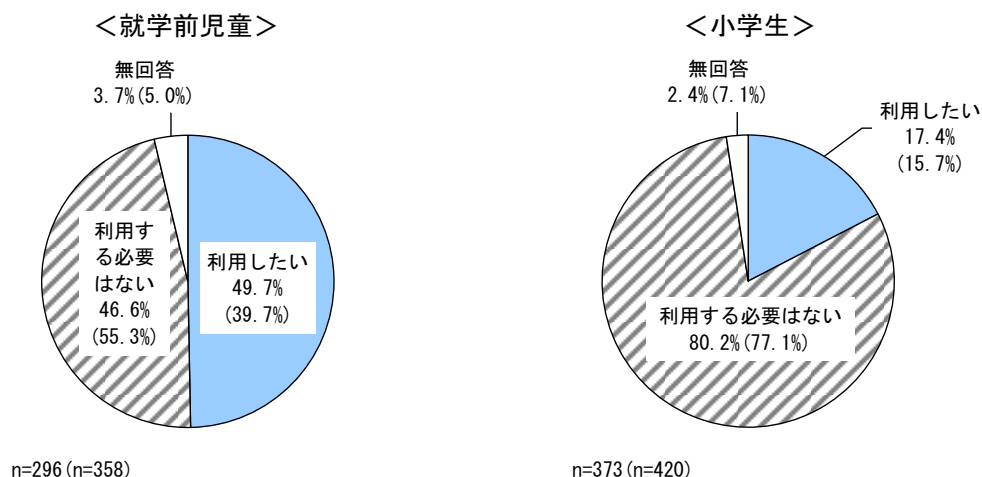


（３）不定期の教育・保育事業の利用希望

不定期の教育・保育事業の利用希望について、就学前児童では「利用したい」が49.7%（前回調査時39.7%）、「利用する必要はない」が46.6%（同55.3%）となっています。前回調査時と比較すると、「利用したい」が10.0ポイント増加しています。

小学生では、「利用したい」が17.4%（同15.7%）、「利用する必要はない」が80.2%（同77.1%）となっています。

■ 不定期の教育・保育事業の利用希望



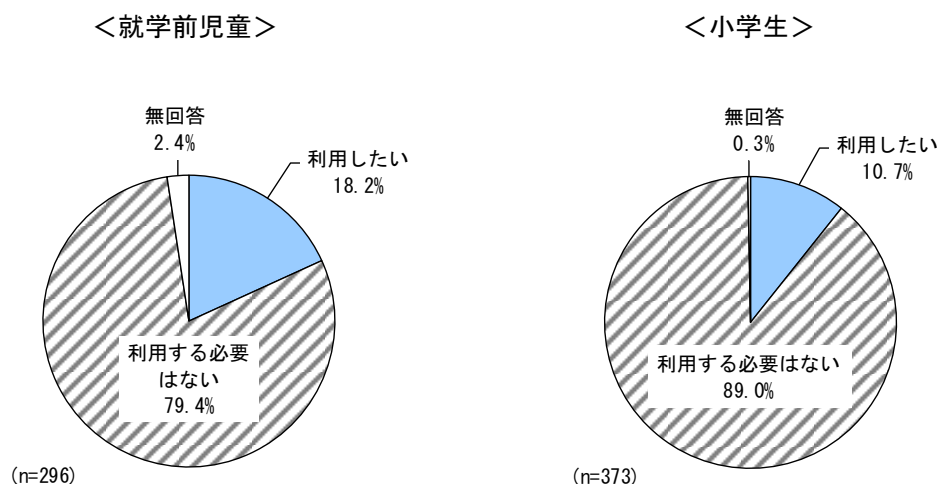


（４）短期入所生活援助事業の利用希望

短期入所生活援助事業の利用希望について、就学前児童では「利用したい」が18.2%、「利用する必要はない」が79.4%となっています。

小学生では、「利用したい」が10.7%、「利用する必要はない」が89.0%となっています。

■ 短期入所生活援助事業の利用希望

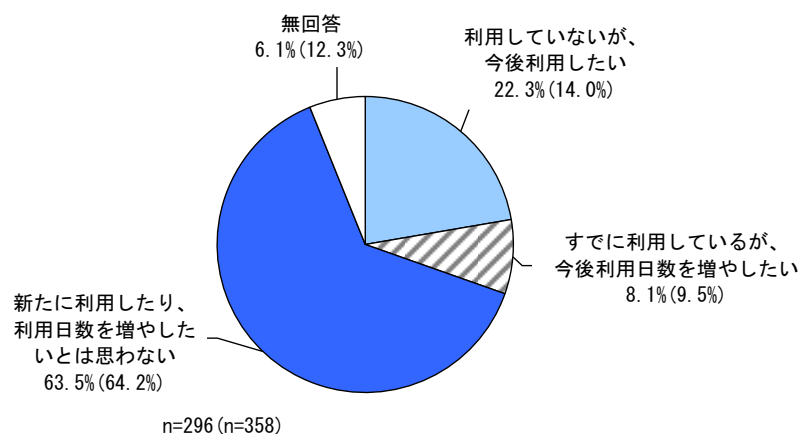


（５）地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童）

地域子育て支援拠点事業や類似の事業の利用希望について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が63.5%（前回調査時64.2%）と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が22.3%（同14.0%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.1%（同9.5%）となっています。

前回調査時と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」が8.3ポイント増加しています。

■ 地域子育て支援拠点事業等の利用希望



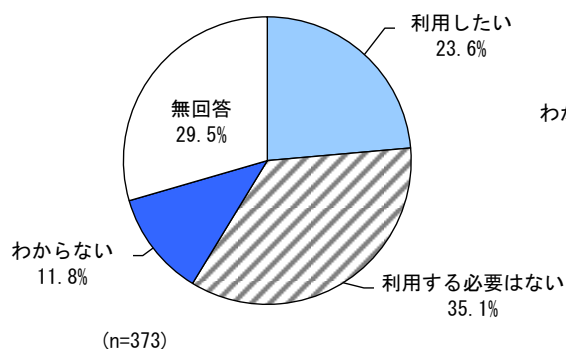
（６）放課後児童クラブ、放課後子ども教室の利用希望（小学生）

放課後児童クラブの利用希望について、「利用する必要はない」が35.1%と最も多く、次いで「利用したい」が23.6%、「わからない」が11.8%となっています。

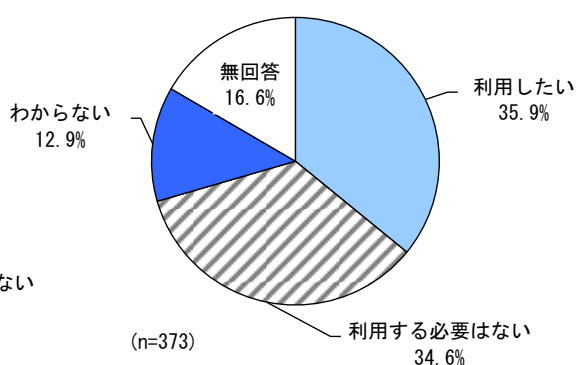
放課後子ども教室の利用希望について、「利用したい」が35.9%と最も多く、次いで「利用する必要はない」が34.6%、「わからない」が12.9%となっています。

■ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の利用希望

＜放課後児童クラブ＞



＜放課後子ども教室＞



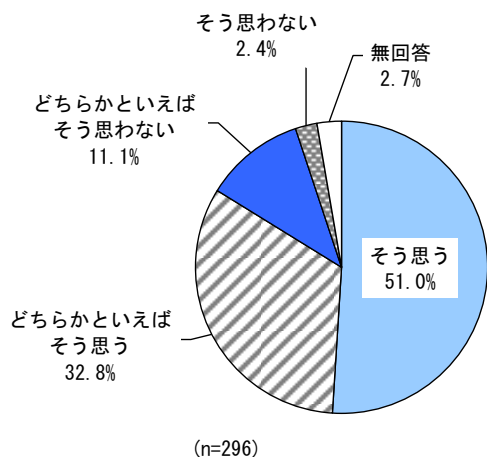
（７）今後も四万十町で子育てをしていきたいか

今後も四万十町で子育てをしていきたいかについて、就学前児童では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』が83.8%となっています。

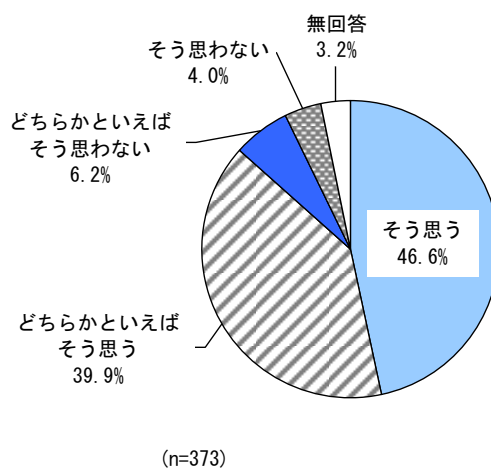
小学生では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』が86.5%となっています。

■ 今後も四万十町で子育てをしていきたいか

＜就学前児童＞



＜小学生＞





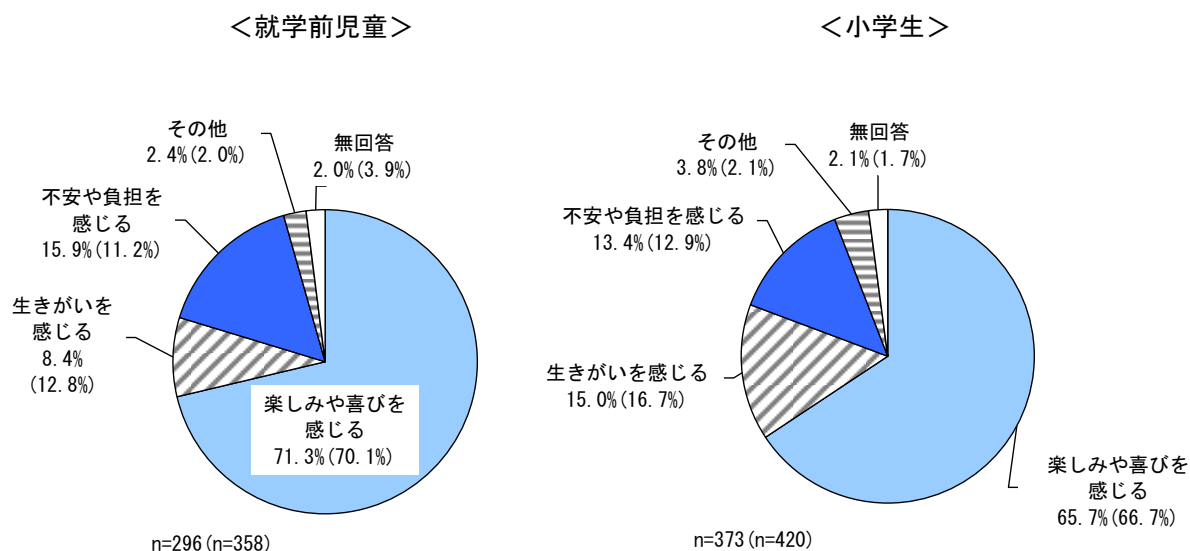
(8) 子育てについて感じる事

子育てについて感じる事について、就学前児童では「楽しみや喜びを感じる」が71.3%（前回調査時70.1%）と最も多く、次いで「不安や負担を感じる」が15.9%（同11.2%）、「生きがいを感じる」が8.4%（同12.8%）となっています。

小学生では、「楽しみや喜びを感じる」が65.7%（同66.7%）と最も多く、次いで「生きがいを感じる」が15.0%（同16.7%）、「不安や負担を感じる」が13.4%（同12.9%）となっています。

前回調査時と比較すると、「不安や負担を感じる」が就学前児童では4.7ポイント、小学生では0.5ポイント増加しています。

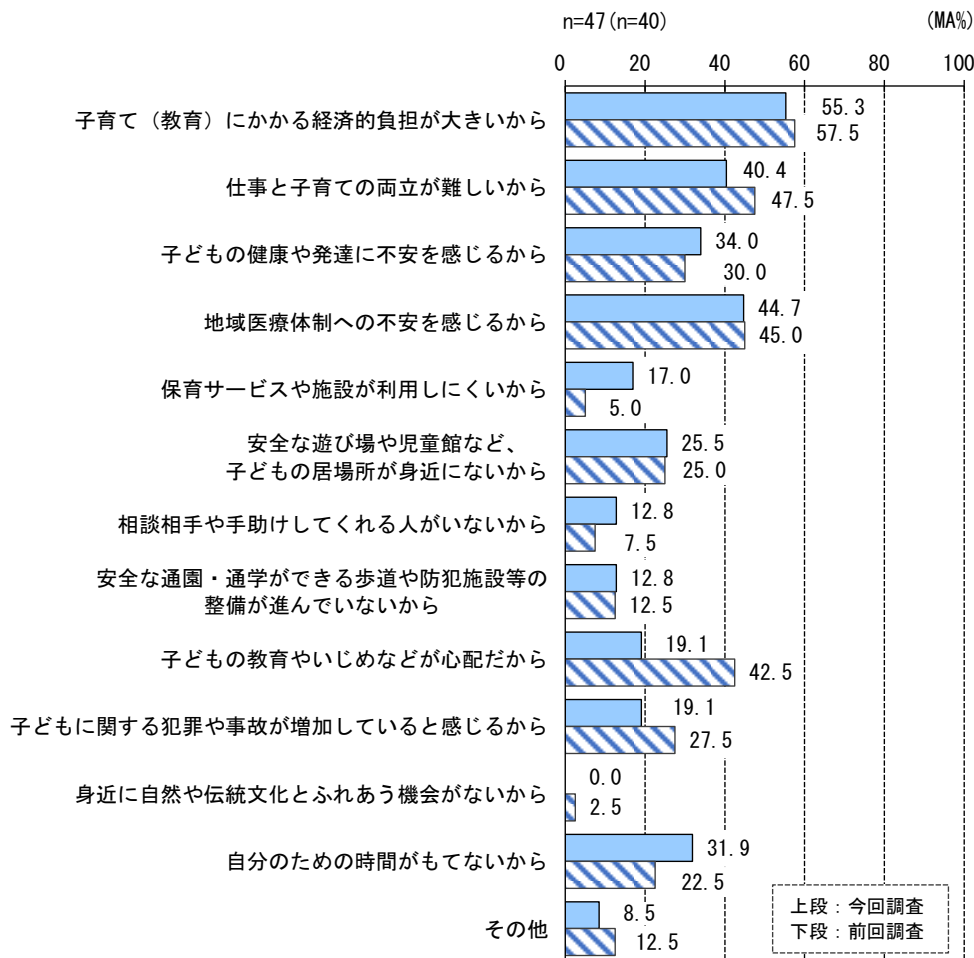
■ 子育てについて感じる事



(9) 子育てについて不安や負担に感じること

子育てについて不安や負担に感じることにについて、就学前児童では「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」が55.3%（前回調査時57.5%）と最も多く、次いで「地域医療体制への不安を感じるから」が44.7%（同45.0%）、「仕事と子育ての両立が難しいから」が40.4%（同47.5%）となっています。

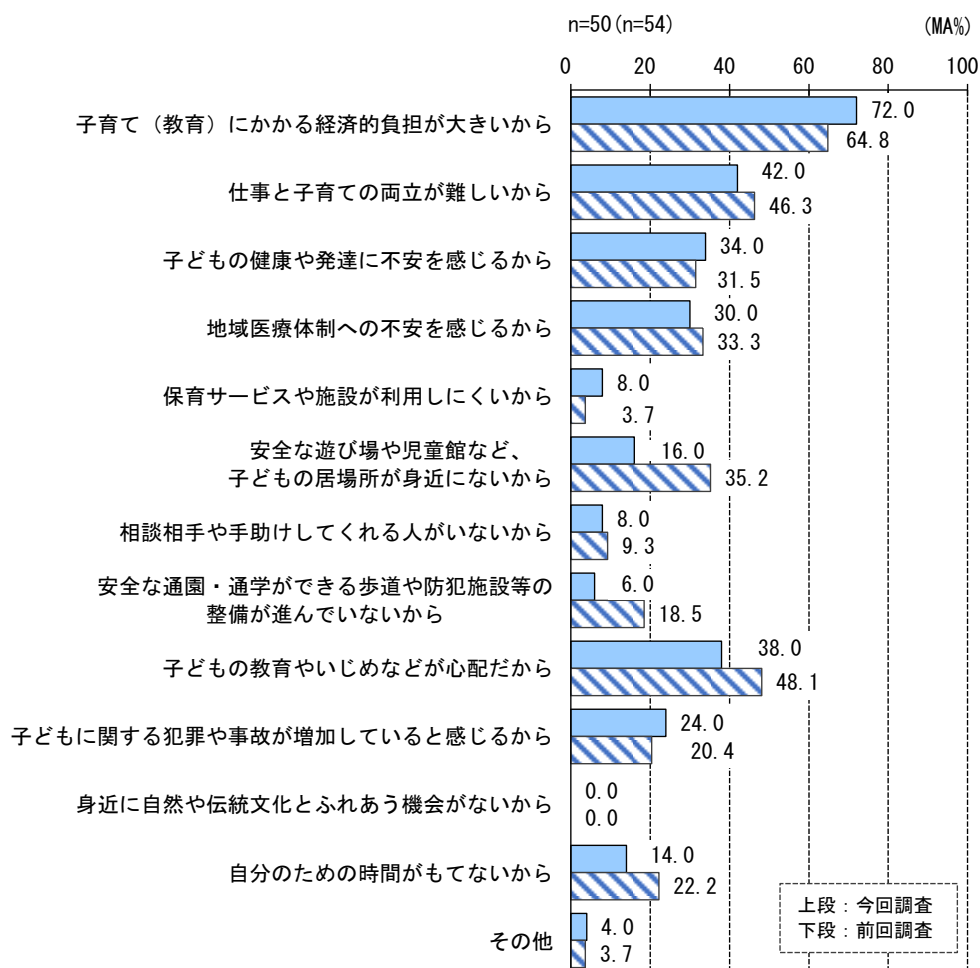
■ 不安や負担に感じること <就学前児童>





小学生では、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」が72.0%（前回調査時64.8%）と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が42.0%（同46.3%）、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」が38.0%（同48.1%）となっています。

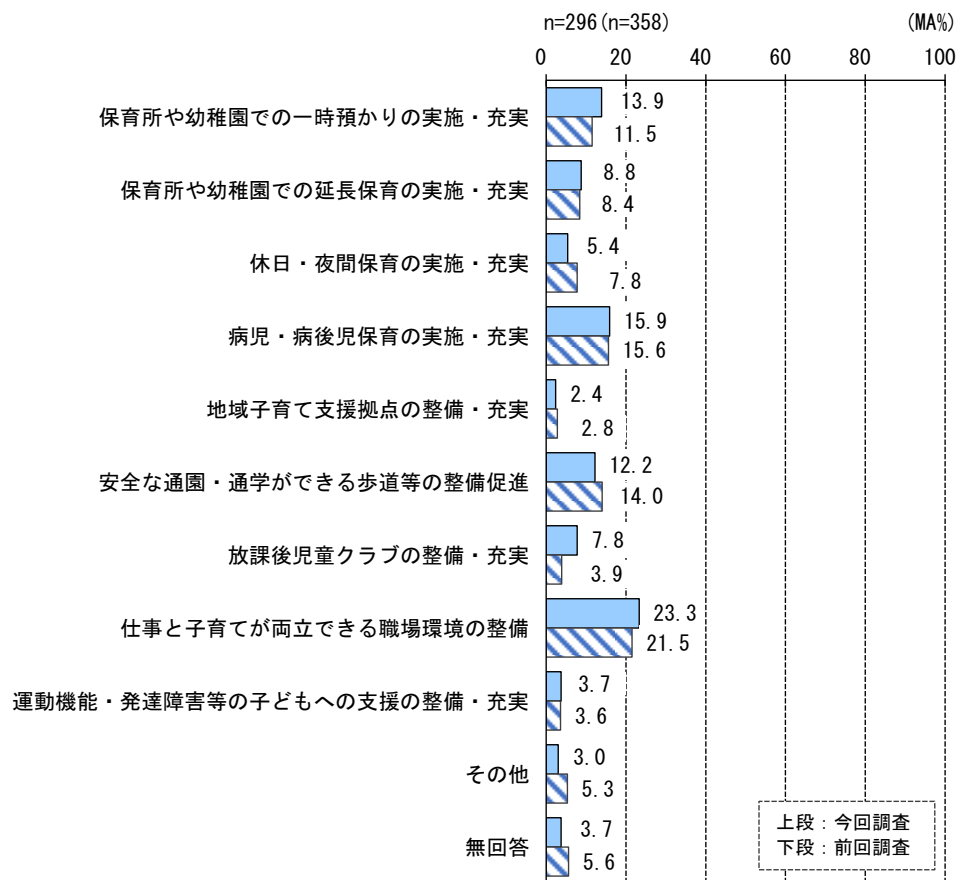
■ 不安や負担に感じること <小学生>



(10) 最も望んでいる子育て支援策

最も望んでいる子育て支援策について、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が23.3%（前回調査時21.5%）と最も多く、次いで「病児・病後児保育の実施・充実」が15.9%（同15.6%）、「保育所や幼稚園での一時預かりの実施・充実」が13.9%（同11.5%）となっています。

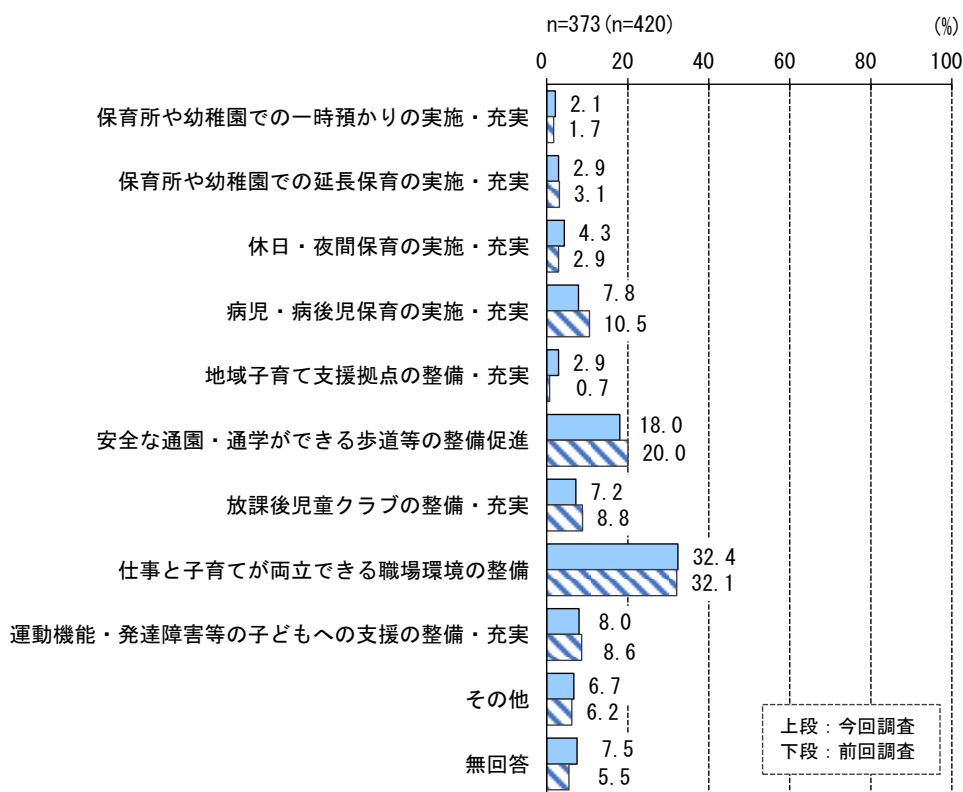
■ 最も望んでいる子育て支援策 ＜就学前児童＞





小学生では、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」が32.4%（前回調査時32.1%）と最も多く、次いで「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」が18.0%（同20.0%）、「運動機能・発達障害等の子どもへの支援の整備・充実」が8.0%（同8.6%）となっています。

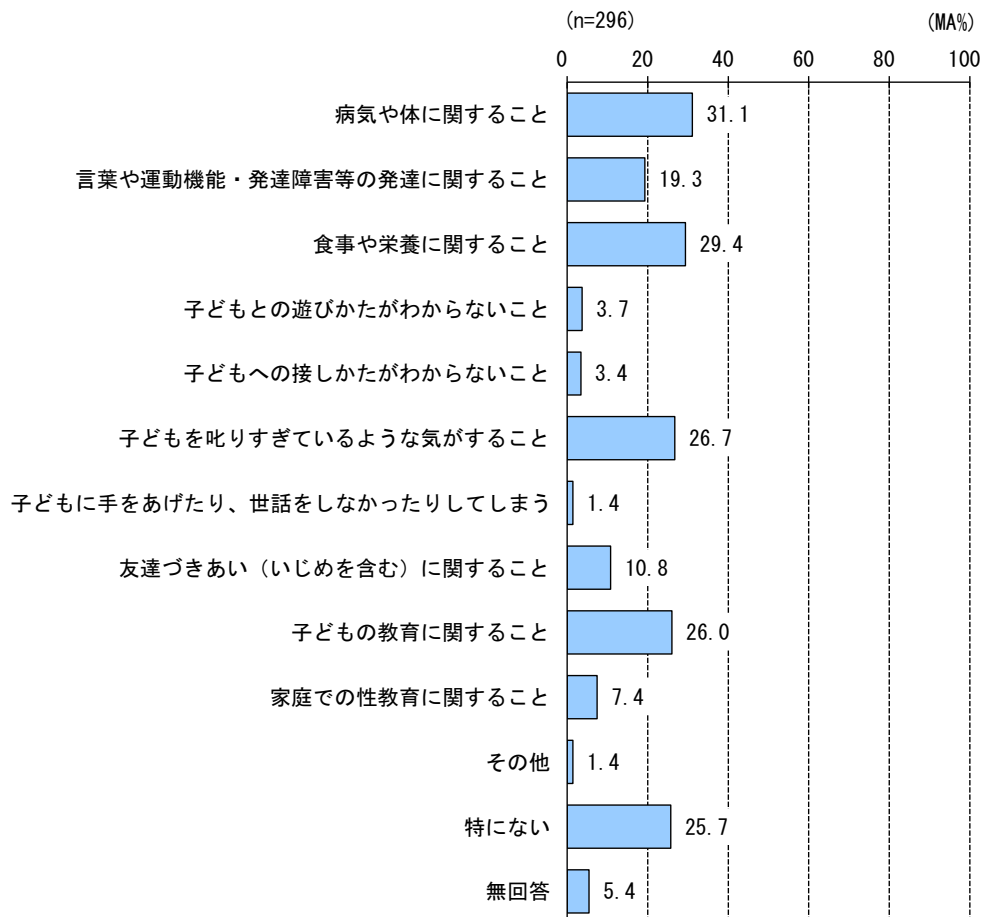
■ 最も望んでいる子育て支援策 ＜小学生＞



(11) 子育てに関して悩んでいること

子育てに関して悩んでいることや気になることについて、就学前児童では「病気や体に関すること」が31.1%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が29.4%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が26.7%となっています。

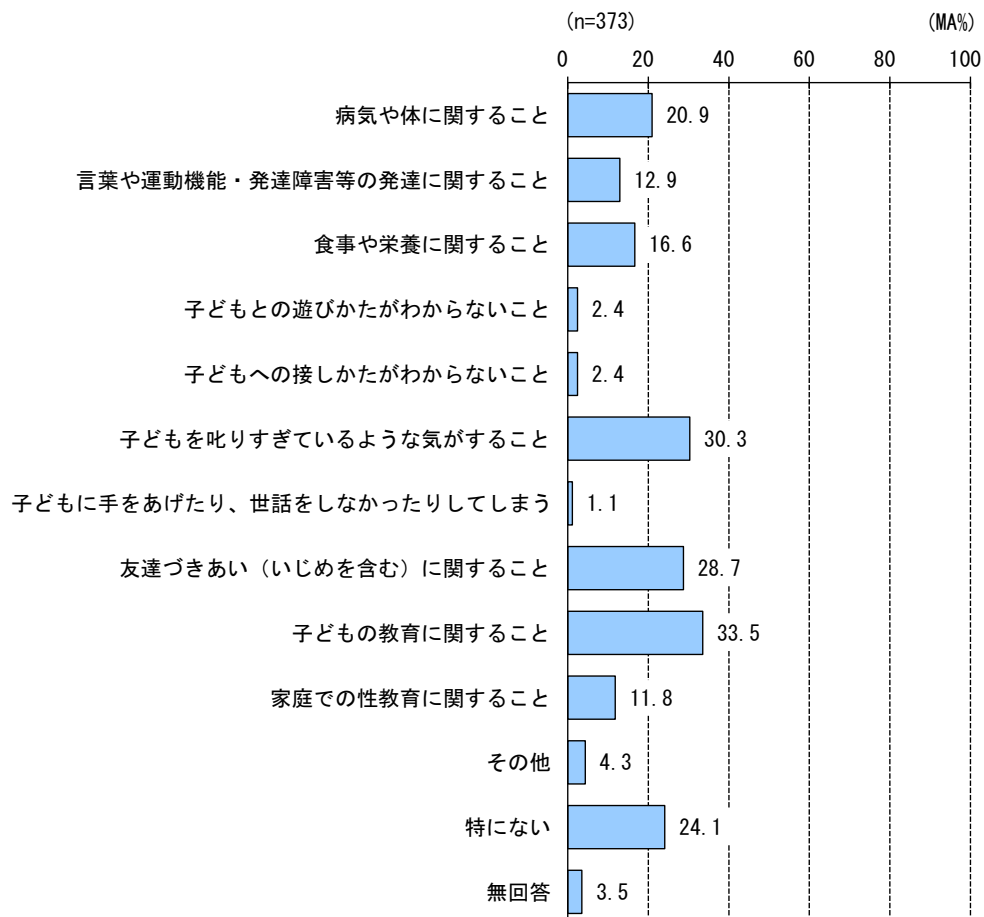
■ 子育てに関して悩んでいること <就学前児童>





小学生では、「子どもの教育に関すること」が33.5%と最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」と30.3%、「友達づきあい（いじめを含む）に関すること」が28.7%となっている。

■ 子育てに関して悩んでいること <小学生>



第3章 計画の基本的な考え方

1 本町の目指す姿

地域や社会で子どもを共に育てるという基本的な考え方は不変です。本町においても、「第2期計画」及び「次世代育成推進行動計画」を引継ぎ、子どもたちの郷土愛を育むとともに、大人になっても住み続けたいと思ってもらえるような、未来の四万十町を担う創造力のある人材を育成していくために、上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」の基本方針・政策目標の『まちの将来を担う人を育むまち』の実現に向けて、本計画を推進していきます。

目指す姿 まちの将来を担う人を育むまち

2 基本目標

目指す姿を実現するために、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1：子育てを支える地域づくり

働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した町民が利用しやすい教育・保育サービスの充実を図ります。

基本目標2：安心して生み育てることのできる環境づくり

一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・確保など、母子保健の充実に努めます。

基本目標3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

基本目標4：配慮が必要な家庭や児童への支援

ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭、ヤングケアラー、虐待等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

基本目標5：安心して暮らすことのできる地域づくり

安心して子育てできるよう、子どもや子育て家庭等に配慮した生活環境の整備や、のびのび遊べる遊び場の管理、安全なまちづくりなど、安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。



3 施策体系図

《目指す姿》

まちの将来を担う人を育むまち

基本目標 1 子育てを支える地域づくり

- (1) 子育て支援サービスの計画的な推進
- (2) 地域ぐるみの子育て支援
- (3) 経済的負担の軽減
- (4) 子育てについて学ぶ環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 2 安心して生み育てることのできる環境づくり

- (1) 親と子の健康の確保及び増進
- (2) 小児科・産科医療の確保

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

- (1) 食育の推進
- (2) 子どもの生きる力を育む学習の推進
- (3) 生涯学習を通じた人づくりの促進
- (4) 地域ぐるみでの青少年健全育成の推進

基本目標 4 配慮が必要な家庭や児童への支援

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 要保護児童への支援体制の充実
- (3) 支援を要する子どもへの適切な支援
- (4) 子どもと子育て家庭の状況に応じた支援

基本目標 5 安心して暮らすことのできる地域づくり

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子ども等の安全の確保



第4章 子育てに関する施策の展開

基本目標1 子育てを支える地域づくり

施策1 子育て支援サービスの計画的な推進

(1) 認可保育所・認定こども園

子どもの健全育成を最優先するとともに、保護者のニーズに対応できるよう環境整備に努めます。地域により急激に児童数が減少していることから、児童数の推移を見極めながら、各保育所の定員の見直しと計画的な提供体制の整備に努めます。

(2) 一時預かり保育

保護者の就労や育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のために、事業を継続していきます。また、子育ての孤立化を防ぐために、必要な時に必要な情報や助言・サービスを手に入れるよう、相談先や各種サービスに関する情報等を発信し、子育て中の保護者を支援していきます。

(3) 平日・土曜日の保育延長（延長保育）

平日は、保育標準時間11時間利用（保護者の通勤時間等を配慮し必要な時間のみの利用）の受入れとし、土曜日は月に1、2回程度の利用意向が3割近くあることから、保護者の状況に応じて柔軟に対応できる体制づくりを継続していきます。

(4) 利用者支援事業

本町では令和6年4月に開設したこども家庭センター「楓」を拠点として、子育ての孤立や、複合的な課題を抱えた家庭の増加に対応すべく、面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ相談支援に取り組みます。

(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず、保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度からの本格実施に向けて、本町での実施体制の構築に努めていきます。



（６）低年齢児保育

共働き世帯の増加や近年の女性の社会進出に伴い、低年齢児保育の需要が増えており、本町では０歳（生後３か月）から２歳といった低年齢児童の保育を行っています。

窪川地域では公立保育所２か所と私立保育所３か所、大正・十和地域では３か所で０歳児の受入れを行っています。

低年齢児から就学前の保育ニーズに応えられるよう、保育士の確保及び受入れ、施設等の環境整備に努めます。

（７）障がい児保育

保育所に入所希望の障がい等のある子どもについては、保健師、保育所長、保育担当により保育士の配置検討会を開催し、必要に応じ加配保育士の配置を行っており、対象児童の就学時には「就学時引継ぎシート」等を作成し、小学校へ引継ぎを行っています。

障がい等のある子どもが、生まれ育った地域の保育所・認定こども園等で保育を受けられるよう、必要に応じて加配職員を配置するとともに、相談・支援体制の充実を図り、保護者の不安解消に努めます。

（８）保育所の施設整備

保育施設の安全性を確保するため、老朽化した施設や災害危険区域に所在する保育施設については、今後の児童数を見据え計画的な整備を検討していきます。

施策２ 地域ぐるみの子育て支援

（１）地域子育て支援拠点事業

親子で一緒に遊ぶ場と保護者同士の交友の場が提供できており、利用者は増加しています。

子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、引き続き子育ての相談と援助の実施、子育て講演等必要な情報提供を実施していきます。

（２）交流による地域の子育て支援環境の充実

各小学校において、地域と学校が協働し読み聞かせや環境整備を通して、地域ぐるみで子どもを見守り育てる環境づくりを行っています。

学校行事の運営支援など、地域の実情に応じた支援を通じて、地域社会全体で子どもたちの豊かな人間性を育む取組を推進していきます。



施策3 経済的負担の軽減

(1) 児童医療費助成（医療費無料化）・出産祝金支給

本町の子育て支援策として、町単独事業により出産祝金の支給と、中学校卒業までの児童を対象に医療費助成（医療費無料化）を行っており、令和5年度からは医療費助成の対象児を18歳までに拡充しています。

今後も子育て世帯の経済的負担の軽減につながる支援を継続していきます。

(2) 保育料軽減

経済的負担の軽減を図るため、児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者）を2人以上養育している世帯の保育料について、第2子を半額、第3子以降の無償化を実施しています。

国の3歳児以上の保育料無償化（令和元年10月開始）に伴い、3歳児以上の実費徴収分（給食費）も無償化しています。

今後も保護者の経済的負担の軽減につながる支援を継続していきます。

施策4 子育てについて学ぶ環境の整備

(1) 子育て力の強化

子どもたちの健全育成には、地域で学び、遊び、人とふれあうなかで社会性を身につけることが必要です。地域の子育て力を強化し、子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりを進めるとともに、核家族化により低下しつつある家庭の子育て力の向上や保護者の悩みの軽減を図るため、親子のふれあいを通じて子育ての楽しさや家族の大切さを理解し、子育て力向上につながる取組を実施していきます。

施策5 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 働きやすい職場環境づくり

仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる環境を整えることが大切です。仕事と生活の調和のための意識づけや環境の整備を継続的に取り組んでいます。

子育て世代が安心して暮らせるよう、労働環境の改善や整備に向けた事業者への啓発など、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。



基本目標２ 安心して生み育てることのできる環境づくり

施策１ 親と子の健康の確保及び増進

（１）乳児家庭全戸訪問事業

産婦の心身の状況や、乳児の栄養状態（身体発育状況）を確認し、また産後うつ、育児などに対して、必要に応じ医療機関につなげ、継続的な見守りと、乳児健診や子育てひろば等の子育て施策につなげています。

（２）母子健康手帳の交付

妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付しており、交付時には妊婦アンケートを実施し、保健師・助産師等が個別に面談を行っています。面談を行うことで、心身のハイリスク要因や家庭状況、育児支援者等の情報を把握し、安心安全な出産や子育てへ向けて支援しています。

（３）妊婦家庭訪問・保健指導

母子健康手帳交付時の個別面談から出産後まで、保健師・助産師等が継続的に面接や家庭訪問を通して支援を行っています。今後は、妊婦等包括相談支援事業として、引き続き同様の支援を行っていきます。

（４）妊婦健康診査・乳児一般健康診査・乳幼児健康診査

妊娠期を健康に過ごして安全で安心な出産を迎えるために健康診査費用の助成を行うほか、町内に産科医療機関がないことから、町外医療機関への妊婦一般健康診査時の通院費の助成を行っています。令和７年度からは、多胎児を妊娠した妊婦に対して追加で受診する健康診査に係る費用も助成します。

乳児の健やかな成長のため、乳児一般健康診査として１歳までに行う医療機関の健康診査費用の助成を行っています。

乳幼児健康診査は、４か月、７か月、１歳６か月、３歳６か月の集団健診として実施しており、子どもの疾患や異常の早期発見と、育児に関する情報提供・相談・助言を行っています。

今後も健診内容や実施月齢等の見直しを行いながら、継続して実施するとともに、親同士の交流や、子育てに関する情報提供の場としても活用していきます。

就学前の年齢においては、成長や発達だけでなく、社会性や生活習慣についても評価していく必要があり、５歳児健診の実施体制を検討していきます。



（５）歯科保健事業

近年のむし歯罹患率は、小学生が52.1%、中学生が15.6%となっており、小学生は全国平均より高い傾向で推移しています。

むし歯予防と強い歯づくりを目的に、町内すべての保育所（４・５歳児クラス）と、小・中学校でのフッ素洗口を実施し、日常の口腔ケアが生活習慣として定着するよう、希望のある保育所、小・中学校で歯科衛生士等による歯科指導教室を実施しています。

また、保護者に対しては乳幼児健診時や、様々な場面での継続的な歯科指導と啓発を行っています。

（６）育児相談（赤ちゃん相談）

育児に関する相談の場として、子どもの身体測定や、保健師、栄養士、助産師等による発育・発達・育児ケア・授乳・離乳食相談を実施しており、保護者や子ども同士の交流の場にもなっています。

保護者の不安や悩みを解消できるよう、今後も各専門職を活用した育児相談を継続して実施していきます。

（７）予防接種

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延予防、望ましい時期に必要な免疫を獲得し、子どもを病気から守るために予防接種を実施しています。

各種予防接種予診票様式を県下で統一することにより、予防接種を受ける際の利便性の向上と接種機会の確保に努めています。

一方で、町内では予防接種に対応可能な医療機関が減少しており、身近な医療機関で接種しづらい状況になっています。そのため、令和6年度から愛媛県宇和島市の医療機関にも委託先を拡大し、予防接種が適切な年齢に実施できる体制づくりを行っています。

県外医療機関での予防接種費用の償還払制度など、引き続き接種しやすい環境づくりに努め、予防接種法に基づく接種勧奨を推進していきます。

（８）産後ケア事業

より安心・安全な子育て環境を整えるため、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師、保健師又は看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行います。

本町では、宿泊型と訪問型（アウトリーチ型）を実施しています。今後も宿泊型と訪問型（アウトリーチ型）を継続するとともに、利用希望のある通所型（デイサービス型）についても実施していきます。



施策2 小児科・産科医療の確保

(1) 小児科・産科医療に関する情報の周知

全国的に産科医、小児科医の不足等医療体制が問題となっており、本町でも産科・小児科の常勤医の確保が厳しい状況となっています。

町内で安心して育児ができるよう、医師不足解消に向けて県への要望を行っていますが、常勤医の確保には至っていません。

子育て支援センターにて、小児救急に関する講演会を実施するなど、命を守る意識や対応について学習の機会を設けています。

「＃8000（小児救急電話相談）」の周知や「しまんと健康ほっとライン」による24時間健康相談に加え、「産婦人科、小児科オンライン相談」の取組を継続し、身近な相談体制を構築することにより、子育て中の保護者の不安軽減に努めます。

緊急対応が一定程度想定される状況の場合、本人の同意のもと、消防と情報共有するなど、有事の際に迅速な対応が取れる体制を整備していきます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

施策1 食育の推進

(1) 食に関する相談や指導の推進

<妊娠期>

妊婦教室（ハローベビースクール）にて出産前からの適切な食生活についての講話や個別栄養相談を行います。

<乳幼児期>

乳幼児健診では、離乳食の開始時期から、発達段階に応じた食事づくりについての情報提供や、基本的な生活習慣・食習慣の確立のための知識の普及に努めます。

また、月1回の育児相談（赤ちゃん相談）の場で管理栄養士による栄養相談の機会を設けるほか、子育て支援センターの「ひろば」で離乳食の試食を実施する等、乳幼児を持つ保護者への支援体制を充実させます。

<保育所等における食育>

健康的な生活の基本となる望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健やかな成長を推進するために、保育所給食そのものを「食育」の中心とし、保護者と連携しながら子どもの「食を営む力」を育みます。

また、食物アレルギーをもつ子どもへ安心安全な給食を提供するための体制整備や、配慮を要する子どもへの個別対応に努めます。

<学校における食育>

学校給食を生きた教材として活用するとともに、さまざまな食育体験学習等を通じ、健康な心身の育成へつなげていきます。

第4期四万十町健康増進計画（食育推進計画）に基づき、多様な暮らしに配慮した食育や、成長の各段階、生活の各場面での食育を推進し、望ましい食生活の実現や健全な生活習慣の定着の構築に努めるとともに、保育所・学校・関連団体との連携を継続し、より充実した食育支援に取り組みます。



施策2 子どもの生きる力を育む学習の推進

(1) いのちの学習

「いのち」の大切さを考えてもらうことにより、相手の気持ちを想像する力の育成や、いじめの予防を目指す活動として、希望する保育所、小・中学校等で「いのちの学習」を実施しています。

いのちの学習を通じて、子ども同士の関係づくりにも効果がみられるため、今後も各機関が連携しながら、継続して取り組みます。

(2) 思春期の健康づくり

社会環境構造の変化に伴い、家族で過ごす時間も少なくなっている一方で、SNSを介してつながる関係性が増えてきている現状を踏まえ、子どもの心身の健やかな成長のために、学校と連携して取組を見直していく必要があります。

学校養護教諭と情報共有しながら、心身ともに大きく成長し変化が起こる時期に、自分を大切に思える生き方ができる、自分の意思をしっかりと示せる、自己決定能力を身につける取組の実施に努めます。

施策3 生涯学習を通じた人づくりの促進

(1) 生涯学習・スポーツの推進

一人ひとりの住民が人生に生きがいを感じられるよう、スポーツやレクリエーション活動を通して生涯学習ができる環境づくりを行っています。

子ども自身が自分の住む町について知り、大人と共有していくことで、地域での一体感を醸成し、四万十町らしい文化芸術を継承できるまちを目指すとともに、ライフステージに応じた身近なスポーツ活動を推進していきます。

施策4 地域ぐるみでの青少年健全育成の推進

(1) 青少年健全育成対策の推進

青少年補導センターの補導、日々の啓発活動や様々な取組により、補導件数の減少、問題行動の減少、非行防止に対する町民の関心の高まり等が見られるなど、青少年の健全育成につながっています。

インターネットやSNS等を介してのトラブルなどが心配されるため、学校、家庭、地域の関係団体等と連携し、地域社会での見守りや育成に努め、安全で心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。



基本目標4 配慮が必要な家庭や児童への支援

施策1 ひとり親家庭等への支援

(1) ひとり親家庭等への包括的支援

ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため庁内各部署との連携を図り、戸籍等の届出時に医療費助成、児童扶養手当等の概要を説明し、申請手続きを案内しています。

受給資格等の更新時期には、広報でのお知らせや通知文書を個別発送し、未提出者には再度通知を行うなど周知に努めています。ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長でき、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭の様々な課題に対して関係機関と連携し、包括的に支援していきます。

施策2 要保護児童への支援体制の充実

(1) 要保護児童への支援

要保護児童対策地域協議会において、各関係機関が連携を図りながら要保護児童・要支援家庭への支援を行っています。

要保護児童対策地域協議会では、年1回代表者会議、年4回実務者会議を開催し、関係機関の情報共有を行っています。また、随時個別支援会議を行い、個別支援計画を策定し支援を行っています。

児童虐待予防週間や月間には、児童虐待予防についての啓発を行い、児童虐待予防に努めるほか、子どもの人権擁護の観点から、要保護児童、要支援家庭への定期的な支援プランの共有と進捗管理を行っています。



施策3 支援を要する子どもへの適切な支援

(1) 障がいがある子どもへの支援

心身発達の課題等を早期に発見し、支援につなげるために、乳幼児健康診査や療育・発達支援に関する相談の場（発達相談・教育相談等）を設け、障がい児福祉サービスも活用しながら、成長段階に応じた支援に努めています。

また、障害者自立支援協議会では子ども部会を設置し、障がい児のニーズの把握や交流の場づくりなども行っています。

障がいのある子どもが、専門的な療育や一人ひとりの障がいに応じた保育を受けられるように、早期療育や療育相談体制の充実、特別支援教育の充実を図っていきます。

関係機関との連携を強化し、心身発達の課題等を早期発見し、切れ目のない障がい児支援の充実と保護者の支援に努めます。

(2) 不登校等への支援

不登校や引きこもり傾向にある児童生徒等の相談支援や教育支援センターでの支援体制を整備し、適切な支援ができるようスクールソーシャルワーカーとの連携を行っています。

問題を抱えた家庭に対しては、各専門機関と綿密に連携を図りながら、子どもの自立に向けた個別の支援に取り組んでいます。

不登校や引きこもり傾向にある児童生徒等への支援体制を整え、支援方法や支援体制についてもさらなる充実を図っていきます。



施策4 子どもと子育て家庭の状況に応じた支援

(1) 養育支援訪問事業

各種事業などで把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭やハイリスク妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、居宅にて養育に関する相談、指導、助言等を保健師・保育士等の専門職員が行っています。

令和7年度より、家事・育児支援の部分が子育て世帯訪問支援事業に移行します。

育児面のみでなく、生活基盤や生活習慣、生活能力に課題がある場合もあるため、今後も保護者、妊婦の課題やニーズに応じた重層的な支援が欠かせないことから、多職種、他機関で連携して対応していきます。

(2) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊娠婦やヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。従前の養育支援訪問事業の家事・育児支援の部分が本事業に移行します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

必要時に利用できるよう委託事業所の確保や、里親委託を検討します。家庭支援のひとつとして周知を図り、活用を促すとともに、虐待予防や一時保護先としても活用していきます。

(4) 家庭支援推進保育事業

家庭環境に対する配慮等保育を行ううえで、特に配慮が必要な児童が複数入所している保育所に担当保育士を配置し、計画的な保育と定期的な家庭訪問を実施するなど、児童及び家庭に対する支援を行っています。

家庭環境等について特に配慮が必要な児童が多く入所している保育所に、引き続き担当保育士を配置し、児童・家庭の支援を行っています。



基本目標5 安心して暮らすことのできる地域づくり

施策1 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

令和6年4月現在、放課後児童クラブ1か所のほか、全ての小学生を対象とした放課後子ども教室12か所を開設しています。

特性のある児童が増加する中、スクールカウンセラーへとつなぐことで問題解決へ導いていますが、対応できる指導者の確保に課題があります。

土曜日や長期休業期間中の実施などニーズに応じた運営がされており、引き続き子どもに様々な学習活動等の場を提供できるよう事業を実施していきます。

(2) ファミリー・サポート・センター

令和2年7月にファミリー・サポート・センターを開所し、活動件数は徐々に増加していますが、援助会員の登録数が少ないと十分なサービスの提供ができないため、登録者の確保が必要となっています。

活動件数の増加に伴いニーズも多様化していますが、働きながら子育てができる環境整備のため、柔軟な対応に努めていきます。

(3) 子どもの遊び・体験の場の確保

本町の小学生を対象としたわんぱく学校事業では、様々な社会活動・体験活動や、幅広い年代との交流等の場を提供することにより、子どもたちの自主性や自立性を育むとともに他校の児童との交流等を行っており、本町ならではの体験メニュー等により、ふるさと学習の一端を担うことができます。

ふるさとを愛し、志を持ち、地域に貢献できる人材を育成するために、引き続き自然体験・生活体験活動に力を入れていきます。



施策2 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全・防犯対策の推進

通学路安全対策連絡協議会において小・中学校の通学路の危険箇所の情報収集、合同点検や危険箇所の改善に努めています。

交通安全だけでなく、防犯の観点についても協議会を活用して協議・検証していく体制に改め、児童生徒のさらなる安全確保を図っています。

スクールガード・リーダーが各担当地区内の小学校と連携し、登下校時に巡回することによって学校内外や通学路の安全確保、学校への助言等を行っています。

今後も関係機関と連携しながら合同点検等を実施し、子どもたちの安全確保に取り組んでいきます。

(2) 安心して定住できる住環境の確保

誰もが安全・安心な快適で住みよい環境を整備するため、ニーズに合った住宅の建設や公営住宅の耐震化及び長寿命化を推進するとともに、若者の定住促進に向けて各種助成制度を設けています。

老朽化等で耐震基準を満たしていない町営住宅の計画的な建て替えを行い、適切な居住水準を備えた町営住宅の供給を推進するとともに、長寿命化を考慮し、外壁の塗り替えや老朽化した設備の改修を進めています。

(3) 公共施設における子どもの安全対策の充実

学校、体育館、公園等の公共施設は、安全、安心な子どもの遊び場として適正に管理するとともに、危険箇所は速やかに改修するよう努めています。

引き続き適正に管理し、子どもたちの安全な居場所づくりに努めています。



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 子ども・子育て支援制度における事業の全体像

子ども・子育て支援制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

(1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の施設を利用した場合に給付の対象となります（子どものための教育・保育給付）。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

＜子どものための教育・保育給付＞

- 幼稚園、保育所、認定こども園
- 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

＜子どものための現金給付＞

- 児童手当

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。児童福祉法及び子ども・子育て支援法で次の19事業が定められており、「量の見込み（ニーズ量）」や「確保方策」を設定（計画）して実施します。

- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業（土曜日の保育延長事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 一時預かり事業・預かり保育事業
- 妊婦健康診査事業
- 放課後児童健全育成事業
- 養育支援訪問事業
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業



＜新設＞

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 産後ケア事業

2 教育・保育事業等の提供区域

（１）提供区域

市町村は、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を区域ごとに設定し、「子ども・子育て支援事業計画」に記載する必要があります。

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域を1区域として設定します。



(2) 教育・保育施設の状況

本町には令和7年4月現在、次に掲げる11の教育・保育施設があります。

小学校については、昭和小学校と十川小学校が令和7年4月に統合し、十和小学校となります。

■ 公立保育所、私立保育所、認定こども園の状況

【窪川地域】

施設名	所在地	受入年齢	利用定員（人）
見付保育所	四万十町見付970番地 6	満3か月	90
東又保育所	四万十町黒石808番地	満1歳	40
興津保育所	四万十町興津2520番地 1	満1歳	30
○ひかり保育所	四万十町替坂本41番地 5	満3か月	45
◎くぼかわ保育所	四万十町新開町297番地 1	満3か月	150
◎松葉川保育所	四万十町七里乙1605番地	満3か月	45
◎川口保育所	四万十町南川口181番地 1	満3か月	30

※◎印は私立保育所

※○印は私立保育所に運営委託

【大正地域】

施設名	所在地	受入年齢	利用定員（人）
認定こども園たのの	四万十町大正385番地 1	満3か月	70
北ノ川保育所	四万十町大正北ノ川223番地 1	満1歳	30

【十和地域】

施設名	所在地	受入年齢	利用定員（人）
小鳩保育所	四万十町十和川口502番地 1	満3か月	45
昭和保育所	四万十町昭和416番地 4	満3か月	40

■ 小学校の状況

施設名	所在地
仁井田小学校	四万十町仁井田1920番地
影野小学校	四万十町影野653番地
七里小学校	四万十町七里甲1214番地
米奥小学校	四万十町米奥149番地
窪川小学校	四万十町琴平町 7 番 8 号
川口小学校	四万十町南川口108番地
東又小学校	四万十町黒石502番地
田野々小学校	四万十町大正93番地
北ノ川小学校	四万十町大正北ノ川358番地20
十和小学校	四万十町十和川口505番地 1

※令和7年4月1日現在



3 子ども・子育て支援制度の対象（小学生以下）児童人口推計

（１）子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、０～５歳では令和６年の４２２人から令和１１年には３３０人と推計され９２人の減少が予測されます。また、６～１１歳においても令和６年の６２２人から令和１１年には４７１人と推計され１５１人の減少が予測されます。

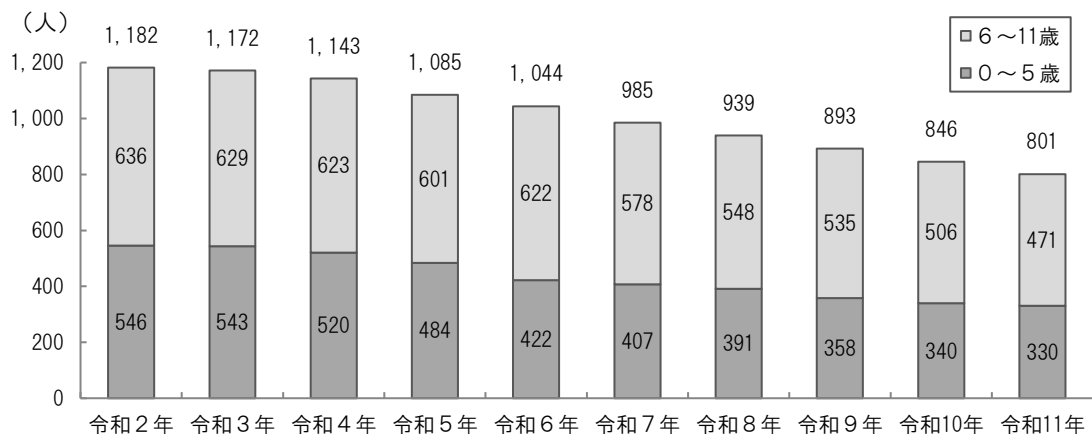
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
０～１１歳	1,182	1,172	1,143	1,085	1,044	985	939	893	846	801
０歳	75	85	71	60	52	59	57	54	52	50
１歳	74	82	89	73	62	54	62	60	56	54
２歳	108	75	80	89	71	61	53	61	59	55
３歳	94	112	73	76	89	71	61	53	61	59
４歳	94	93	112	75	74	88	70	60	52	60
５歳	101	96	95	111	74	74	88	70	60	52
０～５歳	546	543	520	484	422	407	391	358	340	330
６歳	107	100	100	95	113	74	74	88	70	60
７歳	114	106	100	101	94	113	74	74	88	70
８歳	88	113	106	99	99	93	112	73	73	87
９歳	116	88	113	104	99	98	92	111	72	72
１０歳	105	117	89	113	102	99	98	92	111	72
１１歳	106	105	115	89	115	101	98	97	92	110
６～１１歳	636	629	623	601	622	578	548	535	506	471

資料：令和２年～令和６年は、住民基本台帳（各年４月１日現在）
令和７年～令和１１年は、実績値を基にコーホート変化率法による推計

■ 子ども人口の推計



4 子ども・子育て支援制度における保育の必要性

(1) 認定区分

子ども・子育て支援制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定したうえで、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分	区分内容	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育事業

(2) 認定基準

保育の必要性の認定にあたっては、「事由」「区分」「優先利用」の3点について認定基準を定めることとしています。

事 由	保護者の就労又は疾病その他の事由
区 分	標準時間認定（「標準時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分 (保育必要量)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等



5 教育・保育事業のニーズ量の見込み及び確保方策

教育・保育事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込み及び確保の状況は、以下のとおりです。

（１）教育事業（幼稚園、認定こども園【教育部分のみ】）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できます。

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設で、町内には1か所（認定こども園たのの）設置しています。

■ 教育施設の利用状況の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定 （教育ニーズ）	0	0	0	0	0
②提供量	16	16	16	16	16
特定教育・保育施設※	16	16	16	16	16
乖離（②－①）	16	16	16	16	16

※特定教育・保育施設：認定こども園（教育部分のみ）

■ 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）【3～5歳】における 教育施設のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	5	4	4	4	3
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定 （教育ニーズ）	5	4	4	4	3
②確保方策	16	16	16	16	16
特定教育・保育施設※	16	16	16	16	16
乖離（②－①）	11	12	12	12	13

※特定教育・保育施設：認定こども園（教育部分のみ）



(2) 保育事業（認定こども園【保育部分のみ】、認可保育所、地域型保育事業等）

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型があり、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供して、子どもの成長を支援する事業です。

本町では公立保育所7か所（うち1か所は運営を委託）、公立認定こども園1か所、私立保育所3か所、計11か所の運営となっています。利用児童数は400人弱で減少傾向にあります。

子どもの健全育成を最優先するとともに、保護者のニーズに対応できるよう環境整備に努めます。地域により急激に児童数が減少していることから、児童数の推移を見極めながら各保育所の定員の見直しと計画的な提供体制の整備に努めます。

■ 2号認定（保育ニーズ）【3～5歳】における保育施設の利用状況の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	282	298	277	259	234
②提供量	362	362	356	356	356
特定教育・保育施設※	362	362	356	356	356
地域型保育事業	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	80	64	79	97	122

※特定教育・保育施設：保育所・認定こども園

■ 3号認定【0～2歳】における保育施設の利用状況の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	176	152	149	159	134
0歳	14	16	8	18	14
1・2歳	162	136	141	141	120
②提供量	252	252	243	243	243
0歳	39	42	42	42	42
特定教育・保育施設※	39	42	42	42	42
地域型保育事業	0	0	0	0	0
1・2歳	213	210	201	201	201
特定教育・保育施設※	213	210	201	201	201
地域型保育事業	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	76	100	94	84	109

※特定教育・保育施設：保育所・認定こども園



■ 2号認定（保育ニーズ）【3～5歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	230	216	181	171	169
②確保方策	356	356	356	356	356
特定教育・保育施設※	356	356	356	356	356
地域型保育事業	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	126	140	175	185	187

※特定教育・保育施設：保育所・認定こども園

■ 3号認定【0～2歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	121	119	124	119	112
0歳	17	16	15	15	14
1歳	46	53	51	48	46
2歳	58	50	58	56	52
②確保方策	243	243	243	243	243
0歳	42	42	42	42	42
特定教育・保育施設※	42	42	42	42	42
地域型保育事業	0	0	0	0	0
1歳	94	94	94	94	94
特定教育・保育施設※	94	94	94	94	94
地域型保育事業	0	0	0	0	0
2歳	107	107	107	107	107
特定教育・保育施設※	107	107	107	107	107
地域型保育事業	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	122	124	119	124	131

※特定教育・保育施設：保育所・認定こども園



6 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、教育・保育事業と同様に家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

（１）相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

国が定める事業分類は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）、こども家庭センター型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）があり、令和6年度の児童福祉法の一部改正に伴い、新たに妊婦等包括相談支援事業が創設されました。

本町では、令和6年4月に、こども家庭センター「楓」を設置しており、こども家庭センター型で実施しています。妊婦・配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて相談支援を行っています。

子育ての孤立や複合的な課題を抱えた家庭の増加に伴い、面談や必要な情報提供等を行うとともに、必要な支援につなげる相談支援に取り組みます。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型・特定型 （施設数）	0	0	0	0
母子保健型 （施設数）	1	1	1	1

■ 利用者支援事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型 （施設数）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 （施設数）	1	1	1	1	1



② 地域子育て支援拠点事業

毎日の施設利用のほかに、窪川、大正、十和それぞれの支援センターで毎月子育てひろばを実施し、子育て親子の交流の場を提供し、子育て相談や関連情報の提供を行っています。また、絵本の読み聞かせや育児相談、子育て講演会、離乳食指導等、保育施設見学や園児との交流を行っており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により子育てひろばを開催できない時期もありましたが、親子で一緒に遊ぶ場や保護者同士の交友の場として利用者は増加しています。

子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、引き続き事業を実施していきます。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：（上段）人回、（下段）か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用回数	2,317	2,873	4,111	3,024
設置数	3	3	3	3

■ 地域子育て支援拠点事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：（上段）人回、（下段）か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	2,291	2,265	2,304	2,199	2,093
②確保方策	2,291	2,265	2,304	2,199	2,093
地域子育て支援拠点事業設置数	1	1	1	1	1
その他設置数 （国基準満たない子育て支援の場）	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業：窪川

その他（国基準満たない子育て支援の場）：大正、十和

（2）訪問事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師等の専門職員がすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに養育状況の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言等の支援を行っています。

産婦の健康状況の把握や、乳児の身体発育の状況を確認し、必要時には医療機関につなげていきます。また、孤立した子育てにならないよう支援し、必要に応じて伴走型相談支援や、子育て機関と連携しながら地域での見守りを行っています。



■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問数	80	82	60	54

■ 乳児家庭全戸訪問事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	56	54	51	49	47
②確保方策	56	54	51	49	47
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

各種事業などで把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭やハイリスク妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、保健師・保育士等の専門職員が訪問して養育に関する相談、指導、助言等を行っています。

育児面のみでなく、生活基盤や生活習慣、生活能力に課題がある場合があるため、今後も保護者、妊婦の課題やニーズに応じた重層的な支援は欠かせないことから、多職種、他機関で連携して対応していきます。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問数	164	190	98	46

■ 養育支援訪問事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	57	55	52	51	49
②確保方策	57	55	52	51	49
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



(3) 通所事業

① 一時預かり事業・預かり保育事業

一時預かり保育は、保護者の就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図るものです。

保護者の就労や育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、今後も事業を継続するとともに、未就園児の保護者に対して、子育て支援センターからのお知らせ等、今後も必要な情報等を発信して利用促進に努めます。

■ 一時預かり事業・預かり保育事業の利用状況の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①総利用者数	57	113	255	235
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0
幼稚園以外の預かり保育	57	113	255	235
②提供量	57	113	255	235
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0
幼稚園以外の預かり保育	57	113	255	235
乖離（②－①）	0	0	0	0

■ 一時預かり事業・預かり保育事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	197	189	173	164	159
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の預かり保育	197	189	173	164	159
②確保方策	197	189	173	164	159
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の預かり保育	197	189	173	164	159
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 延長保育事業（土曜日の保育延長事業）

保育の必要性により保育時間を、保育短時間午前8時30分～午後4時30分（最長8時間利用）、保育標準時間午前7時30分～午後6時30分（最長11時間利用）とし、児童の受入れを行っています。今後も、平日は保育標準時間11時間利用（保護者の通勤時間等を配慮し必要な時間のみの利用）とします。

また、土曜日も家庭での保育が困難な保護者に対し、午前7時30分から午後6時30分の受入れで実施しています。父母及び祖父母等が就労により保育ができない場合のみ、土曜日の保育延長を認めています。

土曜日は月に1、2回程度の利用意向が3割近くあることから、保護者の状況に応じて柔軟に対応できる体制づくりを継続していきます。

■ 延長保育事業（土曜日の保育延長事業）の利用状況の推移

単位：（実施園数）園、（利用児童数）人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土曜午後保育 実施園数	7	6	6	6
利用児童数 （実人数）	89	76	52	60

■ 延長保育事業（土曜日の保育延長事業）のニーズ量の見込みと確保方策

単位：（実施園数）園、（量の見込み/確保方策）人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
土曜午後保育 実施園数	11	11	11	11	11
①ニーズ量の見込み	51	49	45	42	41
②確保方策	51	49	45	42	41
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

③ 病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本事業は現在実施していませんが、ニーズ調査では利用の希望があることから、今後の対応方法などを検討していきます。



④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業です。

なお、第2期期間中の利用実績はありませんでした。

必要時に利用できる事業所への委託契約の確保、または、里親委託を検討し、家庭支援のひとつとして活用を促すとともに、虐待予防や一時保護先としての活用をしていきます。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）のニーズ量の見込みと確保方策

単位：（施設数）か所、（量の見込み/確保方策）人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	1	1	1	1	1
①ニーズ量の見込み	11	11	11	11	11
②確保方策	11	11	11	11	11
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊娠期を健康に過ごして安全で安心な出産を迎えるために健康診査費用の助成を行うほか、町内に産科医療機関がないことから、町外医療機関への妊婦一般健康診査時の通院費の助成を行っています。令和7年度からは、多胎児を妊娠した妊婦に対して追加で受診する健康診査に係る費用も助成します。

妊娠期に公費で14回受診できますが、妊婦健診を受けず出産に至る場合もあり、引き続き、妊婦健診の重要性を周知し、受診勧奨を行っていく必要があります。

また、妊婦健康診査の結果により地域で要支援となった妊婦については、随時医療機関と情報共有し、安心安全な出産への支援につなげていきます。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：（妊婦数）人、（受診延べ回数）人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦数	72	73	63	50
受診延べ回数	896	881	657	505

■ 妊婦健康診査事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：（妊婦数）人、（受診延べ回数）人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦数	59	57	54	52	50
①ニーズ量の見込み	643	621	589	567	545
②確保方策	643	621	589	567	545
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との、相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。

令和2年7月にファミリー・サポート・センターを開設し、活動件数は徐々に増加していますが、援助会員の登録数が少ないと十分なサービスの提供ができないため、援助会員登録数の確保と多様化するニーズに対応できる提供体制の整備に努めます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	6	56	108	165

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	129	123	120	113	105
②確保方策	129	123	120	113	105
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。令和6年4月現在、放課後児童クラブ1か所のほか、全ての小学生を対象とした放課後子ども教室12か所を開設しています。

特性のある児童が増加する中、スクールカウンセラーへとつなぐことで問題解決へ導いていますが、対応できる指導者の確保に課題があります。

放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、土曜日や長期休業期間中の実施などニーズに応じた運営がされており、引き続き子どもが様々な学習活動の場を確保できるよう事業を実施していきます。

- ・放課後児童クラブ：窪川小学校
- ・放課後子ども教室：窪川小学校、窪川小学校（口神ノ川地区）、影野小学校、仁井田小学校、東又小学校、七里小学校、米奥小学校、川口小学校、田野々小学校、北ノ川小学校、十和小学校



■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブ（か所）		1	1	1	1
利用人数（人）	1年生	13	22	25	20
	2年生	22	12	20	24
	3年生	9	12	5	5
	高学年	3	5	1	1

■放課後子ども教室の利用状況の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室（か所）		12	12	12	12
利用人数（人）	1年生	79	65	51	57
	2年生	48	69	61	57
	3年生	49	51	63	64
	高学年	96	86	107	119

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童クラブ（か所）		1	1	1	1	1
①ニーズ量の見込み		43	41	39	37	31
	1年生	18	18	21	17	13
	2年生	14	9	9	11	7
	3年生	11	14	9	9	11
	高学年	0	0	0	0	0
②確保方策		50	50	50	50	50
乖離（②－①）		7	9	11	13	19

■放課後子ども教室のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室（か所）		11	11	11	11	11
①ニーズ量の見込み		307	277	271	258	238
	1年生	45	41	48	38	33
	2年生	73	48	48	57	45
	3年生	50	54	35	35	42
	高学年	139	134	140	128	118
②確保方策		307	277	271	258	238
乖離（②－①）		0	0	0	0	0



④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本町では実施していませんが、今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ検討していきます。

⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を促進するほか、特別な支援が必要な子どもを受入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。

現在、本町では実施していませんが、今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ検討していきます。

⑥ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦やヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。本計画では、従前の養育支援訪問事業の家事・育児支援の部分が本事業に移行します。

年々、保護者や妊婦等の抱えている課題が複雑化し、育児面のみでなく、生活基盤、生活習慣、生活能力に課題があります。

保護者や妊婦等の課題やニーズに応じた重層的な支援が必要であり、元保育士や養護教諭、子育て経験者及び子育て支援センターや社会福祉協議会などの他機関と連携して対応します。また、地域の現状と課題を把握しながら、人材確保や育成を検討します。

■子育て世帯訪問支援事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	0	0	2	2	2
乖離（②－①）	-2	-2	0	0	0



⑦ 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等課題を抱える児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行う事業です。

今後、実施について検討していきます。

⑧ 親子関係形成支援事業（新規）

親子間の適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行う事業です。

今後、実施について検討していきます。

⑨ 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

妊娠初期に母子保健コーディネーターを中心に全妊婦と面談し、支援プランを作成します。安心安全な出産・子育てに向けて、妊娠前から面談を行うことで、心身のハイリスク要因や家庭状況、育児支援者等の情報を把握し、保健師及び関係機関と連携して必要な妊産婦のニーズに応じた伴走型相談支援を行います。

■ 妊婦等包括相談支援事業の利用状況の推移

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て世代包括支援センター 延べ回数	75	174	157	175

■ 妊婦等包括相談支援事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	180	180	180	180	180
②確保方策	180	180	180	180	180
こども家庭センター	180	180	180	180	180
その他 （業務委託等）	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度・新規）

0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。

令和8年度からの本格実施に向け、本町での実施体制の構築に努めます。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5
0歳児	3	3	3	3	3
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
②確保方策	0	5	5	5	5
0歳児	0	3	3	3	3
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	-5	0	0	0	0

※上記数字は1月あたりの利用上限人数

⑪ 産後ケア事業（新規）

より安心・安全な子育て環境を整えるため、産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、助産師、保健師又は看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行います。

具体的には、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する宿泊型、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施する通所型（デイサービス型）、担当者が利用者の自宅に赴いて実施する訪問型（アウトリーチ型）の3つがあります。

本町では、訪問型（アウトリーチ型）を実施し、宿泊型は、高知県では2か所、愛媛県では3か所と委託契約し実施しています。

今後は、訪問型（アウトリーチ型）を継続するとともに、宿泊型の委託先を確保し、令和7年度から通所型（デイサービス型）についても、委託して事業を実施していきます。



■ 産後ケア事業の利用状況の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型	0	0	0	4
訪問型 (アウトリーチ型)	0	12	14	13

■ 産後ケア事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	25	25	25	25	25
②確保方策	25	25	25	25	25
宿泊型	5	5	5	5	5
訪問型 (アウトリーチ型)	15	15	15	15	15
通所型(デイサービス型)	5	5	5	5	5
乖離(②-①)	0	0	0	0	0



7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設で、町内には1か所（認定こども園たのの）設置しています。

就学前児童や保護者を取り巻く環境の動向を踏まえながら、認定こども園の提供体制の整備に努めていきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(3) 保育教諭と保育士の確保及び質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、保育教諭・保育士の専門性や経験が重要になります。保育教諭と保育士の合同研修や人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実には、保育教諭・保育士の確保が不可欠であることから、資格を有しているものの働いていない人への呼びかけや就労環境を整えていきます。

(4) 保育所・認定こども園と小学校との連携

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所・認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について理解を深め、共有することが大切です。

保育所や認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要です。

こうしたことから、保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研修の機会を設けるなど、連携を通じた小学校への円滑な接続に取り組んでいます。



（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組を行います。



第6章 計画の実現のために

1 計画の周知

子どもを大切にする地域づくりの推進には、行政と地域住民が子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を継続して実践することが必要不可欠です。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での内容公表・紹介等に努めます。

2 関係機関との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育等、多岐の分野にわたっています。

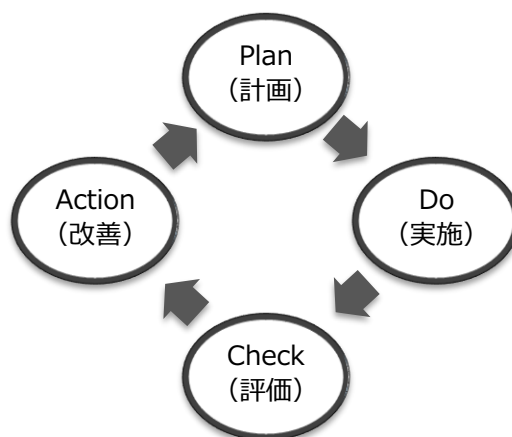
このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働による子育て支援に努め、国や県とも連携して、施策を推進します。

3 計画の評価と進行管理

この計画（Plan）の所期の目的を達成するためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「四万十町子ども・子育て会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、四万十町として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。

■ PDCAサイクル図



資料編

1 四万十町子ども・子育て会議設置条例

平成25年四万十町条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員13名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議に、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年四万十町条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の四万十町子ども・子育て会議設置条例第3条の規定(以下「旧規定」という。)により委嘱し、又は任命されている委員は、改正後の四万十町子ども・子育て会議条例第3条の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧規定により委嘱し、又は任命された日から2年とする。



2 四万十町子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

区 分	氏 名	所 属 等
子どもの保護者	武吉 悠	窪川地域の保護者
	西森 千紋	大正地域の保護者
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	清水 亜也子	放課後児童クラブ関係者
	高橋 知佐	放課後子ども教室関係者
	武山 幸恵	児童福祉協会事務局長
	福留 博子	保育所長
	樫本 多美子	子育て支援センター所長
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	中岡 朋子	須崎福祉保健所健康障害課チーフ
その他町長が適当と認める者	国澤 豪人	健康福祉課長
	長森 伸一	学校教育課長
	小嶋 二夫	町民課長
	今西 浩一	生涯学習課長



3 子育て支援事業の実績値

・低年齢児保育

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児保育（人）	14	16	8	18

・障がい児保育

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加配保育士（人）	14	15	14	14

・母子健康手帳交付数

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数	72	73	63	48
窪川地域	63	59	50	32
大正地域	4	9	8	4
十和地域	5	5	5	12

・妊婦家庭訪問・保健指導

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦訪問指導実件数 （延件数）	74（92）	46（64）	49（57）	34（39）
妊婦保健指導実件数 （延件数）	88（97）	89（90）	74（124）	82（106）

・乳児一般健康診査

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1回目受診率（％）	100.0	95.6	84.7	83.0
2回目受診率（％）	65.3	36.1	45.8	3.8

・乳幼児健康診査

実績値		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受診率 （％）	４か月	96. 2	92. 9	102. 6	100. 0
	７か月	92. 9	95. 2	95. 0	92. 2
	１歳６か月	100. 0	95. 0	100. 0	98. 6
	２歳６か月	94. 4	97. 7	90. 9	—
	３歳６か月	94. 2	99. 1	98. 6	97. 4



・ 歯科保健事業

■ 幼児健診でのフッ素塗布実施率

実績値		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施率 (%)	1 歳 6 か月	97. 3	92. 5	90. 5	95. 9
	2 歳 6 か月	92. 1	95. 5	90. 9	—
	3 歳 6 か月	91. 9	97. 1	97. 3	92. 1

■ 歯科指導教室

実績値		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催場所（か所数）	開催回数（回）	9	17	14	23
	児童数（人）	233	348	444	592
	保護者数（人）	0	70	4	46

・ 育児相談（赤ちゃん相談）

実績値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
育児相談利用者数 （延人数）	285	286	315	389
母乳相談利用者数 （延人数）	84	98	137	111

第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発行 四万十町教育委員会 生涯学習課

〒786-8501

高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

TEL 0880-22-3576

FAX 0880-29-0073